

平成24年6月21日（木曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

會計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
總務課長	佐藤 德憲 君
復興企画課長	三浦 清隆 君
復興事業推進課長	及川 明 君
町民稅務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課參事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
上下水道事業所長	三浦 源一郎 君
綜合支所長 兼地域生活課長	佐藤 広志 君
綜合支所町民福祉課長	菅原 みよし 君
公立志津川病院事務長 兼總務課長	横山 孝明 君
總務課課長補佐 兼總務法令係長	男澤 知樹 君
總務課主幹 兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育總務課長	芳賀 俊幸 君
生涯學習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局長	阿部 敏克 君

選挙管理委員会部局

書記長	佐藤 德憲 君
-----	---------

農業委員会部局

事務局長

高橋 一清 君

事務局職員出席者

局長

阿部 敏克

次長兼総務係長
兼議事調査係長

佐藤 孝志

主事

加藤 優美子

議事日程 第3号

平成24年6月21日(木曜日)

午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第55号 南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議案第56号 南三陸町立保育所条例及び南三陸町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第57号 南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第58号 南三陸町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定について
- 第 6 議案第59号 南三陸町復興産業集積区域内における固定資産税の課税免除に関する条例制定について
- 第 7 議案第60号 東日本大震災による災害被害者に対する平成24年度分の国民健康保険税の減免に関する条例制定について
- 第 8 議案第61号 東日本大震災による災害被害者に対する平成24年度分の介護保険料の減免に関する条例制定について
- 第 9 議案第62号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第10 議案第63号 工事請負契約の締結について
- 第11 議案第64号 平成24年度南三陸町一般会計補正予算(第2号)
- 第12 議案第65号 平成24年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 第13 議案第66号 平成24年度南三陸町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第14 議案第67号 平成24年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計補正予算(第1号)

第 1 5 議案第 6 8 号 平成 2 4 年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 1 6 議案第 6 9 号 平成 2 4 年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 1 7 議案第 7 0 号 平成 2 4 年度南三陸町水道事業会計補正予算（第 1 号）

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 1 まで

午前10時00分 開議

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

定例会3日目でございます。本日も慎重審議をひとつよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において14番三浦清人君、15番西條栄福君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 議案第55号 南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定 について

○議長（後藤清喜君） 日程第2、議案第55号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第55号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災の被災者等に係る国民健康保険税の課税の特例を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） おはようございます。

議案書の12ページに条例改正文が載っております。附則の次に16項を加えるという内容ですが、ここに条例文だけ書いてありましたので、今朝、追加で55号関係の説明資料を1ページお配りをさせていただきましたので、そちらで説明をさせていただきます。

見出しといたしまして、「国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定（被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例について）」ということでございます。

朗読をいたします。

東日本大震災で被災された方々が、家屋の滅失などによりその敷地を譲渡した場合の譲渡所得に係る国保税課税の特例の適用期限を以下のとおり延長したものであります。

今までは、災害により居住用財産が滅失した場合、その敷地を災害があった日から3年後の年末までに譲渡したときに限り、課税の特例を適用しておりました。

このたびの地方税法の改正によりまして、東日本大震災の被災者支援のため、居住用財産の敷地に係る譲渡期限を、大震災があった日から7年後の年末まで延長するというものが、この条文のつくりでございます。

下のほうに図が書いてございます。

23年の3月、このバツ印のあたりで震災が発生いたしました。現在のルールですと、26年まで、これが譲渡の期限ということになるんですけども、これでは短いということで、さらに4年間延長し、平成30年の年末まで譲渡期限を延長するというような特例でございます。

以上、細部説明を終わりますので、よろしくご審議をいただきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 国保税の条例の一部改正ということですが、このことによって、本町の国保税の変化と申しますか、それらの動向、動きがどのようになるのか。

また、特に現在この被害によつての減免がされているのかどうか、私などはそこはかえって高くなったという気がしてはいたんですけども、内容について詳しく説明してください。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） まずもって、1点目のこの条例を適用することによって今後の動向ということですが、被災した土地を譲渡すると、その売払収入に対して特例の課税をすると、要は特別控除をするという期限が3年から7年に延長されるということになりますので、基本的にはその7年間につきましては、国保加入者の税については大きな影響はないということになります。

それから、町の税収につきましては、いずれ譲渡所得が決まってからどれぐらいの上がり下がりがあるということになりますので、現時点では補足は難しいものと考えております。

それから、現在の国保税の減免の状況でございますが、23年度にご決定をいただいた減免条例に沿って減免をされてございます。

ちなみに、ざっくりなんですけれども、保険税全体で3億5,000万円ぐらい減免をしております。入ってくる、いわゆる減免にならない方の保険税が1億8,000万円、2億弱というような状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 了解いたしますが、関連ですけれども、現在のその最高税額、保険税のですね、幾らになっているのか。そして、今、本町では何名ぐらい最高額を納めている方がおりますか、その辺の内容について説明をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 国保の限度額でございますが、現在77万円となっております。

それから、限度額の到達者の数でございますが、すいません、ちょっと今、手持ち資料の中にはあるんですけれども、後刻ちょっと見つかり次第ご説明をさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） こういうものが議題になれば、こういう質問が出るんですから、課長はやっぱりそのぐらい準備をしておかないとね。後でなんていうことはね……、しょうがない、後で、しょうがないけれども、そういうことではないかなと思いますので、後で資料でもね。これは私一人の、私が質問していますけれども、この人たちもわからないから、この人たちって、ぶじょほうだな。皆さんも恐らくわかる人はいないと思いますので、資料によって、後刻ですよ、今日中に、提出をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 資料を見つけましたので……。限度額到達者、128世帯ということになっております。

ただ、この数字は震災直前の数字でございますが、震災後にはほとんどの方が限度額には到達していないのだろうというふうに思いますので、23年度分の限度額の到達者については持ち合わせてございませんので、この128世帯ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 前者の質問で、私もちょっともう一度確認しておきたいと思います。

この条例改正によって、町への影響、どれほどの影響になるのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 私の説明が悪いのか、繰り返しになりますが、被災した宅地など土地の譲渡、これは人さまざまそのタイミングが、今年売る人もあれば3年後に売る人もあるかと思っています。その時点時点で税務署に申告をしていただくこととなりますので、その税務署経由の所得が役場に参ってから国民健康保険税の所得割に対してどういう影響があるかというのが判明するということとなりますので、現在では、1億ぐらいの減収だとか5,000万ぐらいの影響があるとかというふうな数字はつかめないというのが率直なところですので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） わかりました。ただ、3年と7年に延長した場合のね、どういう影響があったのかなと、それぐらいのことはわかるのかなと思ったので質問しております。もしわかれば答えていただきますし、わからなければそれで結構です。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 金額についてはわかりません。ただ、期間が延長になりますので、被災された方については、ゆとりを持ってゆっくりにその土地の処分とかそういったことを考える時間がふえるというようなことでは、利益があるのかなと思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第55号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第56号 南三陸町立保育所条例及び南三陸町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第3、議案第56号南三陸町立保育所条例及び南三陸町立へき地保育

所条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第56号南三陸町立保育所条例及び南三陸町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した町立の保育所及び保育園に通っている児童の扶養義務者の負担の軽減を図るため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、細部説明をさせていただきます。

議案書の14ページによりまして説明をさせていただきます。

まず、平成23年度の4次補正によりまして国の安心こども基金への積み増しが決定いたしましたので、24年度も事業を継続するというようなことになりましたので、本町の保育料の減免を昨年度に引き続き24年度も実施するというようなことの条例改正案でございます。

上から5行目ですか、「附則に次の1項を加える」とありますように、附則への5項の条文を加えるということでございますので、新旧対照表等は用意しておりませんので、ご容赦を願いたいと思います。

内容でございますが、その次の次の行に「4条の規定にかかわらず」というようなことになっておりますが、4条の規定というのは保育料の規定でございます。ですから、保育料の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に係る平成24年度分の保育料を徴収しないというようにございます。

まず1号でございますが、震災により居住していた住居が半壊以上の被害を受けた者。それから、2号で、扶養義務者の所得が500万円以下で、前年に比べて2分の1以下になった者の保育料を減免いたしますよというようにございます。

平成23年度の当初予算におきましては、保育所の保育料、それから保育園保育料、それから広域入所、いわゆる町外で保育所に預けるといような、今回の場合は登米市等に大分行っておりますので、その方を含めて2,775万円の予算措置をしておりました。うち今回、先ほ

どの各号に該当する者は大体107名、52.5%というようなことで、1,702万5,000円程度が見込まれるというようなことで、後日、補正予算のほうにその分の経費については計上しております。

それから、へき地保育所条例についても同様というようなことでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第57号 南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定 について

○議長（後藤清喜君） 日程第4、議案第57号南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第57号南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、津波等の災害時において著しく危険な区域について、当該区域における災害を未然に防止すべく、建築基準法第39条第1項の規定により災害危険区域を指定したいため、本条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定

賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、細部説明をさせていただきます。

説明のほうは、議案関係参考資料の11ページのほうをお開き願いたいと思います。

提案理由につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

今回、条例改正に当たっての該当地区につきましては、行政区で申し上げますと、葦の浜、志津川の西田地区、この2地区でございます。11ページの着色されている部分が危険区域に設定する字となっておりますが、新たに区域設定を予定しておりますのは、志津川字西田、歌津字葦の浜、同じく平松、大森、森畑、それぞれの字の一部となっております。

今回設定する土地につきましては、所有者の方々に5月30日に説明会を行ってございます。一定のご理解をいただいた中で今回の提出という形になってございます。

着色部分が、先ほども申し上げましたが、災害危険区域に予定をしている区域でございますが、ちょっと見にくくて恐縮ですが、周囲の黒の波線部分、この波線部分につきましては、今回の東日本大震災におけます浸水区域となっております。全体で219筆、面積にしますと約10.6ヘクタールとなっております。

条例の施行日は7月1日とさせていただきます。

今後におきましても、特に浸水区域内の方々の再建意向を個別に確認をしながら、最終的に全町を9月をめどに区域設定を行っていく予定で作業を進めているところでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ついて

○議長（後藤清喜君） 日程第5、議案第58号南三陸町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第58号南三陸町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、本町において一般職の任期付職員を採用するための必要な措置を講ずるため、本条例を制定するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、細部説明をさせていただきますが、条文は21ページから24ページまで、第1条から第13条立ての条例でございます。この条文を要約したものが議案関係資料の21ページ、22ページにございますので、こちらの議案関係参考資料のほうで、この条例の概要とか内容を説明させていただきたいと思っております。

それでは、21ページの議案関係58号の参考資料でございますけれども、初めに、制定理由、条例の趣旨とも同じでございますけれども、制定理由でございますが、震災後、増大する行政需要、役場の業務でございますけれども、それに対応する職員の確保が急務でございました。そのため現在、他の自治体から42名の人的支援、いわゆる派遣職員を受け入れているところでございますけれども、他の自治体からの支援には当然限界がございまして、当町独自のそういったマンパワーの確保の対策が求められてございます。

現在、その対策として、再任用職員の活用あるいは嘱託職員、それから臨時職員、それから正規の職員も採用しているところでございますけれども、まだまだ不足の状況でございます。

今回は震災という特殊の行政需要でございまして、将来にわたって恒常的なものではございません。いわゆる復興期に限られる特別な行政需要でございまして、復興期間のそうい

ったマンパワーの確保の職員対策として、任期付の職員を採用して復興事業を推進したいと、こういうことで今回この任期付の職員の条例を制定いたしたいというものでございます。

この根拠法令でございますけれども、(1) から (3) までこの条例の根拠法令がございます。一つは、(1) の地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律と、こういうのが平成14年に制定されてございます。法の趣旨でございますけれども、地方自治体におきましても任期付の一般職員を採用することができますよと。その場合には、条例をつくって採用しなさいと、こういった内容がこの法の趣旨でございます。それから、地方公務員法、地方公営企業法も当然関係してまいります。

それから、この条例の概要でございますが、(1) から (4) まで本当に概要を書いてございますけれども、(1) については、いわゆる今回任期付の採用をしたいといいますが、職員の区分がございます。後で22ページにございますが、4種類の任期付の職員の区分について第2条から第4条まで規定してございます。

それから、(2) 第5条・第6条でございますが、任期付職員については、5年以内というふうに定められておりますけれども、職種によりましては3年という、そういった規定がございます。その3年の職員については、場合によっては5年間まで延長できますよというのが、この第5条・第6条でございます。

それから、(3) でございますが、これは第7条から第13条まででございますけれども、任期付職員の処遇といいますが、給料、あるいはそういった手当等の規定が第7条から第13条まで定められております。

(4) については、この条例を制定することによりまして関係する条例が出てまいりますので、その文言の整理等については附則で行うということにしております。

それで、22ページでございますが、今回の任期付職員の職種、4種類とございましたか、その職種について、1番から4番まで、そういった内容を記載してございますけれども、それぞれの職種の概要については表にしてございますので、それらについて説明をさせていただきたいと思っております。

1番は、特定任期付職員ということで、これは条例の第2条第1項に規定するものでございますけれども、高度な専門的な知識・経験云々と。要約してもなかなかわかりづらいんですが、要は、高度の専門的な知識・経験を有する方を、一定期間その知識・経験を活用して遂行する業務に従事させる場合ということなんですが、例えば弁護士や大学の専門的な知識を有する方を、一定期間その資格なり知識を活用して遂行する業務が出た場合に、その方々

を特定の任期付職員として一定期間採用させると、そういった内容です。

この場合の任期は5年以内、勤務形態は常勤、それから任用方法については選考という形になります。それから、この方々の給料ということでございますが、これは独自の給料表ということで、条例の22ページにございますが、第7条で給料表が規定されてございます。議案の22ページにございますが、37万5,000円から84万4,000円まで、こういった給料表でございます。この特定任期付の諸手当については、業務の成果によって一定の業績手当を支給できると。それから、適用除外として、管理職手当とか扶養手当、住居手当については支給しませんよという内容です。それで、想定される職ということで、現在はないんですが、例えば公営企業の財政分析あるいは健全化の立案に対して公認会計士を一定期間採用するとか、あるいはまた総合的なそういう訴訟政策等について弁護士等を雇いたいという場合に、将来あるいはまた想定されることがあるということで、今回こういった特定任期付職員というものも条例化をいたしました。

それから、2番目は一般任期付職員ということで、第2条の2項でございますが、いわゆる専門的な知識・経験が必要な職員、それが現在ないと、それからその職員を育てるために一定期間限られているという場合について、その職を行う方を採用できるということでございますけれども、例えば庁舎内の電子システムを新たに構築したいというような場合に、その業務に卓越した職員がいないと、あるいはまたその職員を育てるためには一定期間必要だという場合については、そういったシステムエンジニア等がある一定期間採用するということができる、そういった内容の規定でございます。これも任期は5年以内、それから勤務形態は常勤、任用方法は選考ということで、処遇については特定と違います。給料は一般職員に準ずるとということで、諸手当も同じでございます。

それで、この特定任期付と一般任期付の違いということなんですが、なかなかわかりづらいんですけども、特定の場合は将来にわたって職員を充てることができない職、いわゆる弁護士とか公認会計士とか、そういった職員では将来的にも充てることができないと。それから、一般任期付は、現在はないけれども、ある一定の研修を積みば将来確保できると。例えばそういう電子行政等につきましても、研修すればそれなりの技術が身につくというように、特定と一般の違いはそういうところがございます。

それから、3番目の特定業務等従事任期付職員ということで、実は本条例を制定するそもそもの必要性は、この第3条の特定業務等従事職員を採用したいということでこの条例を制定いたしたいということでございます。想定している今回条例が可決された場合にも、この

特定業務等従事任期付職員を採用したいということで考えてございます。

任用理由ということで、一定の期間内に終了することが見込まれる業務あるいは一定の期間内に限り業務量の増加が認められる業務ということで、想定される、一番右端のほうに書いてございますけれども、いわゆる一時的に人員確保を強化しなければならない、そういう業務が発生したと。まさに今回の大震災によりまして、そういった建設職あるいは技術職、用地関係、そういった職員のマンパワーが一定期間必要でございますので、この職に対応したいということで、今回この条例をそもそも制定した理由はここにあるわけございまして、今回はこの3番の特定業務等の職員を考えてございます。

それで、この特定業務については、任期は3年ということで決められてございますが、先ほど申し上げましたように、場合によっては最大5年まで延長ができると。それで、勤務形態は常勤、それから任用方法は競争試験または選考ということで二種類考えてございます。

今回、用地関係ということで、そういった方々を予定していますので、選考という形をとらせていただきたいと思いますけれども、場合によっては一般の事務系の職員も出てくると、そういう場合には競争試験を行うというような考えでございます。

それから、給料でございますけれども、これは再任用職員に同じということで、一般的には大体一般職の7割、70%程度というようなことをご理解をいただきたいと思います。現在、3級職、いわゆる役場でいえば主幹クラスで採用した場合には25万7,600円、それから4級職、上席主幹クラスでこの任期付を採用した場合には27万7,000円、そういった格付になろうかと思えます。

それから、4番は第4条でございますけれども、この第3条の職員で、どうしてもフルタイムでは無理だと、1日6時間なり4時間働きたいと、そういった希望があれば、こういった短時間職員でも採用することは可能ですよという内容です。その場合には当然、時間数に応じた給料等の処遇体系になろうかと思えます。

それで、先ほどと繰り返しになりますけれども、今回条例で予定している、いわゆる採用を予定している職員については、第3条の特定業務等従事任期付職員ということでございますが、場合によっては、その第4条の短期付もあるよということでございます。

でも、それでは第2条第1項と第2条第2項の特定あるいは一般の任期付は不要なんじゃないかという議論もあるかと思いますが、これは、このいわゆる法そのものがございまして、そちらの、今は準則ということは言わないんですが、技術的支援ということで、各市町、こういった将来場合によっては想定される職員についても条例上規定してございますので、当

町のほうでも現在は必要でございませませんが、そういった将来必要になった場合に速やかに対応をまたれるように、法律の範囲内でこういった特定任期付・一般任期付の条例化をさせていただきます。

それから、県内被災している自治体、15自治体ございませますが、この条例の制定状況を申し上げますと、15自治体、当町も含めてでございませますが、現在制定済みが9市町ございませ。それから、当町と同じように6月定例議会に本条例を提出している自治体が3自治体ございませ。それから、9月以降に3自治体予定してございませして、宮城県内では15市町はすべて年内にはこの条例が制定されるという予定になってございませ。

それから、本条例が可決された場合のこれからの採用の手続でございませけれども、できれば10月1日、それから11月1日には採用したいというような予定でございませ。

それから、人数と職種でございませけれども、いわゆる現在一番不足しているのが、高台移転に伴う用地交渉、あるいはまた用地交渉が済んだ場合の嘱託登記等のいわゆる登記関係事務、用地関係事務がさらに今後不足するというふうに見込んでございませるので、今回は用地関係事務を10名程度採用したいということで考えてございませ。

それから、最後になりますけれども、現在、東京都のほうで、いわゆる当町と同じように東京都の任期付職員を採用して、当町に5名程度派遣をしたいと、そういった申し出がございませ。当町もそういった派遣を受け入れる態勢をとってございませますが、これは、他自治体からこの任期付の派遣職員を受け入れる場合にも本条例の制定が必要だと、本条例がないとそういう特定の任期付職員の派遣を受けられないということでございませるので、そういった当町で採用したいと、それから他自治体団体から任期付を受ける場合にはこの条例が必要だということで、二つの趣旨で本条例を制定したいというふうに思っておりますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） マンパワーの不足ということで今回のこの条例の制定ということになるわけですが、中身につきましては、今課長がする説明がありましたので、大まかには理解はしておりますが、本町では、この条例が制定されれば10名ほどのそういった特定ですか従事者ということで予定をしておるとのことですが、この採用する際の選考といひませるか、選考と競争試験と2種類あるということで、その選考するに当たってはどなたが選考するのか。試験であれば点数が出ますのでわかりやすいんですが、その選考する際の選考委員

の方々というのはどういった方々が行うのか、県のほうにお任せするのかですね。

それから、この10人の方々の職種、仕事なんですけれども、登記とか、そういった事務的なことも後日出てくるわけですよ。それはそれでいいんですが、問題はその土地交渉も当たるということの話なんです。町内にいる方々で採用されればいいんですが、これは一般の入札と違って、全国といいますか、どなたでもという範囲で募集というか採用されるのかなと思うんですけれども、その辺、この地域をよく知らない方々を採用して、交渉に当たって、いろいろと問題が起きてこないのかなという感じも懸念されるわけですよ。その辺の町としての配慮といいますか考え方、どのように思っているのか、その辺お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 今回、応募されるであろう、あるいは応募要件に当たりまして、そういう採用をどういった方々ということにターゲットを絞っているかということ、そういった行政を退職して、そういった用地関係あるいは登記関係を経験した方、あるいはまた民間のコンサルでそういった用地関係をやった方ということで、いわゆる経験者ということでございまして、当然応募いただくには、そういったこれまでの業績、あるいはどのようなことをしてきたかというのをまずもって提出させると。その後、通常は、町長、副町長、それから人事担当課長で面接をして、あるいは作文をして行うということで、選考といいますが、最終的には面接あるいはまたそういった作文も提出させると。それから、とりあえず一次については、それぞれのこれまでその方々が経験してきた業種なり、そういった内容を、あるいはまた南三陸町でどういった貢献をしたいかというふうな履歴書を含めて提案をさせると。

ですから、宮城県あるいはそういった方々に、そういう選考等の委員をお願いするということはございません。

それから、職種でございしますが、当然そういう用地交渉も当たりますけれども、1対1というわけではございませんので、必ず二人一組ということになりますから、プロパー職員とそういう派遣職員が二人一組になって用地交渉に当たるというのが、大体そういった形になるかと思っております。

当地域に、あるいは宮城県に限定して募集するわけではございません。全国広く募集をしたいというふうに……、そうしないと恐らく集まらないと。今、県内でも仙台市、石巻でもそういう技術職、特定任期でやっているんですが、なかなか集まらないというのが現状でございまして、広く、場合によっては東京都、そういったほうからも想定をしておりますので、その場合には地理が不案内でございまして、実際の業務にはそういった当町の職員

とペアでもって業務に当たると。その間に当町の職員も技術を習得していただくと、こういった形で考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） わかりました。

さて、そこで、この交渉に当たるときのですね、何といても価格なんですよ、価格。県あるいは町で一緒にお願いした土地鑑定士によって基本的な価格は今出されているわけですね、要所要所ですよ。それを今度個々に交渉していくという段取り、手順でいくわけなんです、その額ですね。こちらがご提示した額と向こう、何ていうんですか、個人的なね、マッチすればいいんですね、ぴたっとね。マッチしないことも、マッチしないというか、それが多く出てくるのかなと。その際の許容範囲というかな。例えば鑑定士が「ここは坪1万円だよ」と、売るほうが「いや、1万2,000円でなきゃ売れない」と、あるいは「1万1,000円でなくてはだめですよ」と言うときに、「1万円で了解もらえなければいいですよ」というような交渉になるのか、その許容範囲というのは、どこで、だれが決定するのか。1度ではなかなか難しいから、2度、3度足を運んで話し合いをしなきゃならないという場面も出てくるでしょう、土地の交渉ですからね。その辺のところは今の段階では、今の時期では、まだそこまではという考えであるかもしれませんが、ある程度のそのやり方といいますか、どのような方向で行くのか、それを我々もある程度の認識をしておかないと、聞かれた場合にどのように答えたらいいのかなという感じがいたしますので、今質問で聞いているわけですが、今の段階で話せる範囲でいいですから、お話ししていただければと思います。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 土地の価格ということですが、4月ですか、まちづくりだよりで、主要なポイントについて一たん鑑定状況についてお示しをいたしました。今も、鑑定数が不足しているということで、各地区において鑑定を今かけているところでございまして、その標準値として定めたところについては、改めてまた住民のほうに8月なり9月なりという形で単価についてはお知らせするスケジュールに今はなっております。

その中で額がマッチしないという部分につきましては、まず、高台の部分と下の浸水区域の買い取りについては考え方は変えなければならないということになるかと思っております。例えば浸水区域につきましては、あくまでも本人の申し出により買い取るというふうな事業上の文言になってございます。といいますのは、一つの任意事業であるということの解釈からして、町が提示した額で仮にマッチしない場合はなかなか買い上げることすら難しくなるという状

況にはなるかと思えます。次に、高台の部分につきましては、今まで、額の関係でこれまで事務に当たって、これではという話はまだされている状況では実際ありませんけれども、いずれ役場内にそういった買取価格なりの決める委員会、内部組織も立ち上げながら、その機関の中でその状況も、公平性も踏まえて価格決定というものをしていくような形になると思います。現段階ではそういった状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 震災を受けた土地の買い上げ、それから高台移転のこれから造成する、家を建てる場所の土地の買い上げ、2段階になるのはわかっております。

要は、流された土地を買ってもらって、それを高台の土地代あるいは新しい家を建てる建築費に幾らでも足しにしたいという考えの方々が結構いるわけなんですよね。その制度が、その震災を受けた土地を買い上げるということじゃなく、買ってもらおうというような内容の制度なんですよね。だから、町が提示した額に合わなければそれは買えないよということで、そこで終わってしまうという、こういった懸念といいますか問題がある制度なんですよ、今回の場合は。そうしますと、弱い者がどこまでも弱いというような形になってしまう。何とかそこで、この震災で全財産を流されたわけですから、少しでもその建築費なり新しい土地を求める資金に充てたいという方々にとっては、何か上から目線といいますかね。ちょっとその辺の許容範囲というものを、幾らかでも町としても考えていかなければならないんじゃないかなという感じをいたしております。

制度が制度だから仕方ないんだということで、ぱーんと切れることも可能なんだろうけれども、ただ、時期が時期といいますか、震災ですからね。復興に向けて1歩でも歩み出したいというその住民の思いというのが、行政がそういうふうなことで制度だということで、ぱしっと切られてしまうと、さてさてどういうものかなと、行政サービスというのはどうなんだろうという思いがするんで、今質問に立ったわけですけども、質疑しているんですけども、町長、その辺のようなこれは、町としての取り組み、お考えでしょうか。制度が制度だから仕方ないんだという見方をするのか、少しでも流出して財産を失った方々のことを考えて、こういった町独自の考えもありますよとか、考えがあればお話ししていただきたいと思えます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当然これからの作業になりますので、いろいろ今ご指摘もいただきましたし、その辺含めて、これからどういう対応をしていくかということについても町として考

えていきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 昨日の同僚議員の一般質問で、3月退職者が17名もいて、5名ほどが再任用されたと、新規採用も8名だと、足りない分どうするんだろうと、そう思って心配しておりました。

今回出されましたこの条例ですけれども、これは私も今課長の説明で十分にわかっております。

問題は、3条と4条のところの主に出てくると思うんですが、3条の中で今るる前者の説明の中でも、全国から応募すると、そういう話をされました。私は、この10名ほどというんですが、果たして10名ほど集まるのかなと心配しております。特に再任用職員と同じ給料表、70%ですか、その辺で全国から応募するというので、果たして応募者がいるのだろうかという気がしておりますので、その辺の見通しと、それから4条の中で、これは本当にこの業務内容から見ますと町内の方が多いのかなと思って見ておりました。この4条につきましても、この応募の見通しというんですかね、そういうことをどういうふうに考えているのか、その辺をお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 一番心配しているのは、そういった用地関係のスキルを持った方が本当に集まってくれるのかどうかというのが一番心配なんです、実は。それで、今回、宮城県のほうにもお願いして、本条例が可決されれば、知事の記者会見で南三陸町でこういった職員を募集していますというのをお願いしようかということも考えてございますし、東京都のほうにもそういう募集についてお手伝いはできないかという、そういったお願いもしてございます。いずれ、いずれといいますか、公務員で、そういう用地関係、嘱託登記も含めて、そういった方々のOB、あるいはまたコンサルタント会社でそういった方々のOBということになりますと、当然この地域ではそういった10名というのは実は確保は余り期待できませんので、県内あるいは県外から広く呼びかけて、できるだけこの10名というのを確保したいということで考えてございます。

それから、第4条について、町内の方が多いのではということでございますけれども、いずれそういった第3条に資格を有する方が、自分のそういうフルタイムで働けないんで4時間か6時間お願いしますということでの短時間でございまして、一般の普通の方を採用するわけではございません。そういった用地関係者で8時間のフルタイムが無理だという場合に

は、こういった短時間制度もございますよという内容でございますので、ご理解いただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 本当に応募して集まるのかなということを心配しておりました。

今、再任用の給料表ですね、70%だということは、これは変えないということで、このまま運用するということになるわけでしょうか。その応募の人数によっても、またなかなか難しいところが出てくるんじゃないかなという気がしますので、その辺をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） これは、もとなる法令で、そういった記載、何ていいますか、定められておりますので、再任用職員と同じような給料表を使うということについては、当町独自でそれ以外の点はなかなかちょっと難しい面がございます。

あとは3級に格付するか4級に格付するかについては、その人のこれまでの経験によりまして、主幹クラスにするか、あるいは上席主幹クラスにするか、その辺はあとその方々の年齢あるいはこれまでの経験等によって、そういった給料の格付をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ただいまの説明で、あるいは質問等々で十分わかっておるんですけども、つまり職員採用分ということでやっているわけなんですけれども、土地交渉となると、なかなか応募された人たちが、土地感と申しますかね、一口で言うと、そういうことからすると容易でない……、人たちに苦勞をかけるなというふうな思いがするんです。その苦勞をした割には事が進まないんじゃないかなというふうな思いがいたします。

それで、例えば土地の売買に対する交渉人ということで2名以上配置するというようなお話でありますけれども、例えばそのマンパワーであっても土地感がない人たちだけを配置した場合に必ず支障が出てくるんじゃないかなと。そういうときに例えば副町長がその3人のときに1人交わって行くとか総務課長が行くとか、あるいは地元の区長さんがそこに行って一言交渉に当たっての添え言葉をもしするとすれば、案外その土地感になれているというか、すぐれているというか、そうした人たちがあると思うんです。ただいまお諮りしているのは、職員の採用についてのことだけでありますけれども、事を進めていくにはそういう人たち、つまり再任用という形で当町の課長さんとか局長さんとかいるわけなんですけれども、そういう人たちだけでなく、そういうような事を進めていくために必要な交渉人というかね、

必要ではないかなど。専門分野で、つまり鑑定士が、鑑定士の資格を持っていなくても資格に近い人たちがマンパワーとして、つまり職員として当たるということだけでは、心配な面もあるなど、懸念される面もあるなどというような思いがするんですけれども、その辺は考えにはないでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 先ほどお答えさせていただいたんですが、当然そういった用地交渉の段階になれば、当町の職員とそういった任期付の職員が二人一組になって交渉するというのが大体そういう形になるかと思いますので、当然ご心配のように他市町村から来た方については当町の事情を余り知らないわけですから、実際の交渉に当たってはそういった形がとられるというふうに思います。

用地交渉だけ何か一人歩きしましたけれども、ここに至るのは本当に先の話でございまして、その間に検認等の調査とか用地取得計画とか、あるいはそういった用地取得に至るまでにさまざまな業務がございますので、そういったのも事前に行うという意味もございまして。本当に用地交渉、あるいはまた登記の嘱託については、ほぼ交渉では終わった段階の業務になりますので、その前の段階が非常に業務量が多いわけがございますので、そういった中でご心配は当然もっともだと思いますが、実際の場合にはそういった形で対応させていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） そういうふうに進めても結構であろうと思いますけれども、懸念される面がありますからただいま述べさせていただいているわけでございます。実は、今まで、現在に至るまでの土地交渉等々についても、町の職員だけが派遣したときに、あるいはその派遣職員等々が土地交渉に当たったときに、これは実際言われた話なんですけれども、「いま少し気のきいた、わかっているやつをよこせば即決まる土地交渉も、長引いているんだ」と、そういうふうに言われた経緯もあるわけです。既に今進んでいるところです。そういうようなことが一つ一つ重なっていくと、果たしてその応募者による職員だけで十分なのかなというような思いもあるんで、職員としてでなくとも、まず地元の交渉人としても当たってもらえるような人があるのであれば、そういう人も高い日当を払わなくてもできるんじゃないかなというような思いがするんで、私もそういうことを言われた経緯もあるんで、一応心配して言うわけでございますので、提案されているのは職員の採用等々でございますけれども、そういうことも視野に入れながら土地交渉等々については進めたほうが容易に進むんじ

やないかなという思いでございます。終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第59号 南三陸町復興産業集積区域内における固定資産税の課税免除に関する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第6、議案第59号南三陸町復興産業集積区域内における固定資産税の課税免除に関する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第59号南三陸町復興産業集積区域内における固定資産税の課税免除に関する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災復興特別区域法に規定する固定資産税の課税免除に関する事項を定める必要があることから、本条例を制定するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） それでは、議案の26ページをお開きください。

本条例は、震災によって雇用に大きな被害が生じた地域の雇用創出に寄与する事業所、被災者を雇用する事業所について、税制上の特例措置を講じるものでございます。

県内34市町村と共同申請を行いました宮城県の民間投資特区が、平成24年2月9日、国に認定されたことによりまして、南三陸町の集積区域内においても税制上の特例措置が受けられるものでございます。

この事業の指定区域や種目など制度の部分につきましては、後ほど政策担当課長が補足説明をいたします。

私のほうからは条例の内容について説明をいたしますが、第1条では、ただいま申し上げました趣旨を定めております。

第2条ですが、課税免除の対象者を示してございます。これは、平成28年3月31日までの間に、新設や増設する事業者の家屋、償却資産、土地に係る固定資産税を5年間免除するものでございます。免除した税額につきましては100%交付税算入となります。

今回は、基本的にはものづくり産業をこの制度の対象としているようであります。震災によりまして、沿岸部を中心に甚大な被害を受け、宮城県のものづくり産業が著しく低下をし、震災前の生産や取引レベルを維持することが困難な状況にあることから、幅広い事業種目を対象にバランスのとれた産業再生を目指すという内容でございます。

第3条では免除の申請関係を、それから4条では免除の取り消しの規定をしてございます。

第5条の規則への委任でございますが、今後申請に関する様式などを定める予定でございます。

大まかなこの事務の流れについてなんですけれども、気仙沼市と南三陸町の事案につきましては、気仙沼地方振興事務所が窓口となりまして申請事務を担当いたします。県から認定された事業所に対して町が固定資産税を5年間免除するというような内容でございます。

私からの細部説明は以上でありますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いいたします。

引き続き、対象地区・事業などの具体的な部分につきまして、復興企画課長のほうから補足説明をさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） では、続きまして、民間投資促進特区について補足説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の27ページをお開きください。27ページです。

これは民間投資促進特区の説明資料でございます。民間投資促進特区でございますけれども、(通称)ものづくり特区と呼ばれておりますが、先ほど町民税務課長が説明申し上げましたが、東日本大震災の特別区域法、いわゆる復興特区法に基づきまして、被災地域の産業の早期復旧と復興を目指すために、特別に認定された区域内への企業の進出等を促す制度でございます。これは復興交付金制度と同時に創設されました。

当町においても特区の認定を受けるために、事前に宮城県と七ヶ宿町を除く県内34市町村と共同で復興推進計画を作成いたしまして、これを国に提出し、内閣総理大臣から今年の2月9日に認定を受けました。

今回特例を受けるために対象とした事業分野は、資料に記載のとおり、自動車関連産業から船舶関連産業まで8業種の製造業としております。

当町においては、水産加工を初めとした食品関連産業の業種がこれから中心になろうかと思えます。具体的には、事業者が復興産業集積区域内に新しく施設を整備したり被災者の雇用を行った場合に、あらかじめ申請していただいて、県または市町村から指定事業者として指定を受けることによりまして、指定以後5カ年間にわたり国税と、それから今回提案しております地方税の減免等の優遇措置を受けることが可能となります。

この制度は、新設の事業者でなくても、例えば既存の事業者が工場の整備や被災者を雇い入れた場合などにも、その適用を受けることができます。

制度の適用としては、特区の認定のあった今年の2月9日以降という形になります。

復興産業集積区域でございますけれども、資料には、被害を受けた地域である津波浸水地域から通勤圏内にある工業団地とか工業占用地域等の用途地域、または今後開発可能な地域などの区域を指定というふうに記載してございます。当町では4区域に指定されております。当初は南三陸町の幹線道路一帯の区域指定を国に対して申請いたしましたけれども、当初の段階ではこれは認められませんでした、基本的には浸水域を中心とした4カ所、9,546ヘクタールに絞られました。この図上では赤の斜線で囲まれた部分になります。見にくい図なんで大変恐縮でございますけれども、1番目の志津川地区は市街地から沼田付近にかけて、この付近です。2番目の歌津地区は伊里前から柘沢付近にかけて、3番目の戸倉地区は折立から在郷・波伝谷付近にかけて、4番目の入谷地域、これは被災しておりませんが、平地であるということから中の町を中心としたバス路線で囲まれた幹線道路周辺が指定されました。

参考資料の28ページ、次のページには、復興特別地域の全体図が示されておりますので、

ご参照いただきたいと思います。

5月末現在でございますけれども、この特区に基づく指定事業者の数は県内で64事業者でございます。そのうち気仙沼・南三陸管内では今のところ気仙沼の2業者にとどまっておりますので、さきの山内昇一議員の一般質問に町長がお答えしたとおり、所管課である産業振興課では商工会等を通じて制度のPRを積極的に行っていくことにしております。

なお、この当初決定された4地区の産業集積区域につきましては、今後の事業者の進出要望等によっては、その区域の追加とか変更も可能となりますし、また、それぞれの市町村の実情に応じて新たな復興推進計画の提出も可能となっておりますので、当町においても今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、民間投資促進特区の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 二、三点お伺いしますが、平成24年2月9日に認定を受けたわけでありますね。これは津波から約1年たっておるわけですが、それ以前にいわゆる復旧・復興をしたというものに対するその遡及というものはあり得ないのかどうかですね。いわゆる先導的役割でもって早く復興した人たちもあるやに思うんですけども、そういった方々に対する遡及というのはどういうものかなと。

それから、税制の特例でありますけれども、どのような業者に、固定資産税と言うんですが、何か先ほどの説明では被災した従業員云々というような話もございましたが、そのほかにも何か特例でいい条件でもあるのかなというふうなことを感じましたので、どの程度の規模までこの対象になるのか、その施設がですね。その辺のところがないもので、その辺のところをもう少しお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 私のほうからは2点。まず2月9日以前に設置をした事業者に係る分ということのお尋ねでございますけれども、この制度上は2月9日以降の事業所に適用するということになりますので、2月9日以前分につきましては、町が単独でそういった適用を独自で検討するかどうかという部分につきましては今後の検討課題ということで、この条例をつくるときに政策担当のほうとこの部分につきましても話をしてございます。いずれ企画課長のほうから補足があると思います。

それから、該当する事業所の規模とかそういった部分なんですけれども、先ほど企画課長が

申しあげましたとおり8事業ということで、ものづくりの部分に関してはほとんどが網羅されているように思われます。それから、基本的にはものづくりでございますので、販売、お店ですね、その販売だけというものは今回のこの制度には該当してこないというような内容でございます。

○議長（後藤清喜君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） ただいま町民税務課長が説明申しあげましたけれども、遡及適用については、基本が特別法に基づくということなので、現段階ではこれは難しいとお答えせざるを得ないんですけれども、しからばそのほかの支援は考えられないのかという形でございます。昨日、がけ近等でもどうしても不公平感がぬぐえないということで、今回町の単独の補助金の創設にいたしましたけれども、遡及適用の部分、国税の部分は当然できないわけでございますけれども、その他の部分の地方税については、これは検討材料の一つなんだろうなというふうにも考えてございます。どうしても認定の時期が2月だったものですから、それ以前にもういち早く立ち上げて事業展開をなさっている企業の方もおいでになるかと思っておりますので、これについては町長とも正式にまだ協議はいたしておりませんので、今後の検討材料とさせていただきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 私、記憶が定かでないですけれども、まちづくりの新規起業した方々に、たしか助成制度なんかあったはずだと思います。それから、従業員とか採用した高卒の子供たちにもそういう制度があると。そうした中で、今回この震災によっていち早く地域を復興再生させなきゃいけないということで頑張った若い商工の関係の方々があるわけですよね。そうした方々が復興のリーダー的な役割を担って地域再生のために頑張った。ところが、そのいち早く手を挙げたことによって、24年2月9日以前の方々が対象にならないということになってくると、これまたかわいそうな話だなと、こう思うわけです。この辺のところをやっぱり少し再考するところがないのかなと、そういう気持ちから質問するわけでありまして、町長、答弁願います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 昨日のがけ近の問題もそうですが、やはりどうしても遡及できないということについては不公平感がやっぱりあります。そういった観点で町としても、現状としては遡及できないので、それは町の政策としてやるというふうなことでお話をさせていただきましたが、この件についても今及川議員がおっしゃるとおりでございますので、大変これは、

私も数社あるというふうに認識をいたしておりますので、そういった方々に対して、大変厳しい中でとにかく立ち上げたということについては私も評価をいたしておりますし敬意も表しておりますので、そういった関係の会社の方々にはやっぱりさかのぼって町としてやれる範囲はやりたいというふうに思いますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） この民間投資特区ですが、町外・県外から進出される企業、また既存の町内の方々も該当になるというふうなことなんです、これまでいろいろ企業誘致に努力してきた結果、いろいろその条件的なものがかなりネックになりまして、なかなか進出してくる企業がなかったという経緯があるわけですが、両方適用になるというようなことは、多分この町内の既存の方々がこれから立ち上げるほうが多くなるのかなと、その割合が。その場合に、この区域ですよ、区域。面積も何か法的には定められているような感じもするんですが、もう少し広げることにはできないのかなと。今町長がさかのぼって何とかしたいというようなことでいくと、この区域を広げて既存の方々も入るようにしないと、今の町長の考えはなかなか網羅できないのかなと思うんですが、その辺、その区域の拡大というのはどうなっているんですか。

○議長（後藤清喜君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 説明の後段の部分で1度申し上げましたけれども、区域の追加変更は可能でございますので、今後の具体の事業者の進出予定とか既存の事業者の工場拡大とかの予定がもしあるのであれば、二、三お話も聞こえてまいってますので、その辺につきましては産業振興課と協議しながら、変更に向けて事務手続を進めたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 前者の質問にもきっと似通っているんですが、4カ所ですよ、今回この特区に指定といいますかね。その面積あるいは箇所というのが最初から定まっているのかどうか。後でそういった希望者が出たら、それも特区にするというような今のお話ですけれども、最初からできなかったのかということです。ですから、1町村、面積あるいは箇所というものは最初から指定されてあったのかどうか。その4カ所に制定したというか決めた根拠といいますか、何をもとにこういうふうな。例えばどこかの企業あるいは既存の企業、ここでやりたいですよ、こういう利用目的がありますよという話がもう既に出ているのかどうか、それに基づいてこの4カ所になったのか。この4カ所にした根拠というのは、どうい

ところから出てきているのかですね。

○議長（後藤清喜君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 当初国に対して申請しようとした段階では、南三陸町全域を指定しようとしたんですね、一応ヒアリングで除きましたけれども。それはなかなか難しいというお話でございましたので、次のステップとしましては、主に国道域、45号線と398ございますけれども、それと県道域ですね、これは道路幅が大体10キロメートルの幅で、全部幹線道路は拾っているんですね。ほとんど平場を全部取り込もうという形で、またこれも申請したんですけれども、それもなかなか難しい。しからば、基本的には被災を受けた浸水域で、特に事業者の被災エリアが大きいということもございましたので、志津川の市街地、あとは伊里前区域、あと折立区域を中心として波伝谷区域とございますけれども、それだけではなかなか足りないの、通勤圏域可能な平場という被災をしていない入谷地域ということもございましたので、最終的にはこの4地区で国のほうから一応オーケーをいただいたという形でございます。

ただ、特定の事業者があつてこの地域を当初から指定したというわけではございませんので、今後、歌津地域でも当然泊浜地域とかこれから出てまいるんじゃないかなというふうにも考えてございますので、その折には漏れなく拾っていけるような形で事業計画を変更して、特区認定を受けたいというふうには考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 最初は南三陸全域を申請という形をとったと。それはうまくないと。そうすると、最終的には国がこのくらいならいいですよということで決まったということで理解していいんですかね。さらにまた新しいところに申請すれば、それも認めますよということになっているというんですか。そうしますと、最初から幾らの事業所、あるいはどれぐらいの会社が来るとかやるとかという何でなくて、これぐらいあれば、大体南三陸町の既存の企業あるいは見込まれている新しく新設する企業も十分これで間に合うというふうな見方もしているということですかね。その辺は、先が見えないことですから、新しい企業というのはね、わからないとは思いますがね。

そこで、町長、せっかくこういうふうないい条件で、このくらいの面積でね。既存の企業だけでは十分間に合うというか、余ると思うんですけれども、そこで、その企業の進出に向けて企業誘致という話になるんですけれども、以前、私この質問をした経緯がありまして、担当、専門の職員がいるということでお話をされまして、あれから数カ月たったんですが、

どのような進展になっていますか。結構営業しているんでしょうから、その後の進捗状況と
うか、一つか二つか来るような兆しのある企業を見つけましたか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 昨日でしたか、一般質問でお答えをさせていただきましたけれども、基
本的に関西地方の水産関係の会社でございますが、2度ほどうちの町においでをいただきま
して、前向きな形の中でお話をいただいておりますし、そういう形の中で、あとそれから、
もうひとつはやっぱり土地の問題をよく言われます。我々もお邪魔をさせていただいてお話
をするんですが、やっぱりすぐ「土地がどうなんだ」というお話を言われますので、当然う
ちとしてもかさ上げをしなければなかなかできない土地、あるいは山を削らなきゃいけない
という、こちらの事情もお話をしますが、そうしますとなかなか相手方としても、すぐでき
ればやりたいみたいな方々も結構いらっしゃいますので、その辺で大変厳しいなど。

新たに今担当課に言っているのは、どれぐらいのスケジュールで、どれぐらいのかさ上げを
して工場誘致が可能なのか、いわゆる工場建設が可能なのか、それを具体的に、ある意味C
Gといいますか、そういうのをつくらないと相手方もイメージできないということですので、
今そういうふうなCG、そういうのをつくらせるということで今やっておりますので、そう
いうのを持ちながら今度はそういった展開をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうなんです、すべてが土地なんですよね、新しい会社の進出というこ
とになりますと。それはもう従来からわかっていることでありましてね。私は、前にも話し
たように、これはもう逆に言えばチャンスという言葉が当てはまるかどうかわかりませんが、
前にも話したように、もう、特に福島県で営業していたといいますか工場なり企業、すべて
撤退しているんですよね。そういった方々が今行く場所ということも探している企業もある
というふうに聞いておりますし、また海外のほうにも進出……。ところが今、海外でも大変
な経済状況ということで、また戻ってきて国内での生産とか、ものづくりですからね、検討
している企業がかなりあります。その中での土地ということが一番最初に出てくるわけで。
ですから、このチャンスにいろんな企業の誘致をぜひ職員の方々は、専門家を置いて推し進
めていただきたいということで、この間、前にも質問しているわけですからね。

ぜひ、その専門の職員を張りつけて、とにかくこれは営業ですから、一つの営業、おいで
をいただくための。そういったことを、企業誘致推進課なりなんなりもつくって、どんど
んどん、今チャンスですから、やっていただきたいなというふうに思うんです。

そのCGといいますか、スケジュール表といいますか、これは大事なことですよ。口頭で「おいでください」と言ったって、なかなか震災に遭われた町が我々を果たして誘致しているのかという疑問といいますか持つのは当たり前ですから、やはりそのスケジュール表というものも出してもらったほうがいいというふうに思いますし、先般、高台移転についてのスケジュール表をいただきまして、大体の、住民の方々が今どういう段階にいるのかということで、あれを見れば大体わかるんですけども、それ以外も、この町の復興に関してのスケジュール表というのはやっぱりつくったほうがいいと思いますし、我々も知りたいわけですよ。例えば漁港にしても、あるいは防波堤にしても荷揚場にしても、いつのころにつくり終わって再開できるのかとか、さまざまあるわけですよ。そういった内容を細かく、計画書でいいですから、スケジュール表ね、これを出してもらったほうが住民の方々への説明も簡単なわけですよ。2年後にやります、3年後にやりますということで目標はあるんですが、今きょうの段階で、どこまで事業が、どのような事業が進んでいるのかということがわからないと、住民の方々は非常に不安でいるわけですからね、その辺の各分野にわたってのスケジュール表というものを出していただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） その前に。雇用の確保ということで企業誘致ということですが、ちょっと前にもお話ししましたが、我々もう一つ頭痛いのは、企業を誘致して人が集まるかという問題があります。何回もお話ししておりますように、現在の町内で、今震災から立ち上がって、そして企業経営をなさっている方々、募集しても人が集まらないという現実がございます。そういった企業誘致をして、それだけの人が果たして集まるのかということも一つの懸念材料。

それから、これは震災前からもそうなんですが、新しい企業誘致した際に、従来の企業から人が離れるという現実も過去たくさんありました。そういう問題も含めて我々としては考えていかなきゃない、私はそう思っております。

○議長（後藤清喜君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 復興計画の進捗度合いにつきまして住民に周知するのは、これは町の説明責任の分野だと思いますので、なるべくわかりやすいような状況で、現在、復興計画のどこら辺まで進んでいるんだというような形で、工程表と申しますかスケジュール表と申しますか、そのような形でわかるような資料を検討させていただきたいなと思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 町長、町長の言わんとしていることは理解はある程度しますが、その懸念されることを全面的に最初出してしまうと、あと何もなくなるのじゃ、なくなるというかね、何もしないほうがいいということになるよ。そうじゃなくて（「そうじゃなくて、そうじゃないんだ」の声あり）わかるんです、言ってることは。既存の社員の方々がいなくなるとか、あるいは今やってもなかなか集まらない。そこには何かがあるということも考えなければならぬわけですからね。例えば日給5,000円よりも5,500円のほうに行くとか、今はいろんな緊急雇用の関係で、あるいは臨職の関係とかで、若干単価がいいほうに皆さん行かれていますけれども、これだって長続きするわけじゃないんですよ、ある程度の期間が過ぎればあとなくなるわけですから。そういった懸念もいろいろあるかと思うんですが、やはり新規の企業誘致ということは、この町の活性化にもなるわけですからね、活性化。何十年前と同じようなことで流れたんでは進歩も何もないわけですから、新しい風といいますか、企業が来ることによっていろんな経営の体質も変わってくるだろうし、経営体系も変わってくるだろうし、そういう目的も大事だと思うんで、そういう意味で話しているわけですから、最初から余り問題点ばかり表に出し過ぎますと前に進まないし、何もやらないほうがいいという結論に達しますので、そういうことですね。

○議長（後藤清喜君） ほかに。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 何点かお聞きしたいと思います。この期間が、5年間免除というような期間が提示されていますが、5年間の中で企業が来てくれて事業が始まるというのはなかなか難しく、これを10年とか、そういった形の考えはないのか。

あと、今回の地域に入谷地区が入っていますが、浸水域だったところの部分というのは、工場誘致といっても、事業所がなかなか進出してこないという現実があると思います。そして、入谷地区に関しては、同僚議員も話したように、今後、災害公営住宅も建つし、あと三陸道も近いと、あと登米市にも近いと。登米で今生活している方が南三陸町に帰りたいという気持ちがあるので、そういった面を考慮すれば、登米から一時期、町の再建がなるまで企業が来たら働きたいというようなこともあると思うんで、その企業進出するまでもうちょっとこの減免の期間を延ばすことはできないのか、その辺。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 先ほど申しあげましたように、ことしの2月9日以降ということで、それに一定の要件に該当する企業に対して5年間ということで、これは私の希望も込めてなんですけれども、恐らく国のほうでこの5年間というのは差し当たってというイメー

ジでとらえたほうがいいのではないかと思います。

これは、うちの町だけではなくて、沿岸被災市町村、今必死になって復興事業をやっているんですけども、復興のスピードというのは自治体によってそれぞれ私は違うと思うんです、格差が。そのときに、やはりその5年では足りないというような事態が出れば、当然3年延長とか、そういうふうな時期が必ず条例改正が来るというふうなことを期待しながら、ただし、やはり復興がおくれますとこの5年間の制度が使えなくなる、乗りはぐれるということのないように、やはり既存の企業さんに積極的にPRをして、頑張っってその復活をどうですかというような周知はしていかなければならないんだらうなというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 早期の進出を図ってもらって、町の復旧・復興に向けて企業に協力してもらおう、そういったことだと思います。

あと、期間は、今後国のほうでも延ばしていくような状況に進むのではないかとこの課長の説明だと思います。

あと、入谷地区に関しては、ものづくりという観点から、被災後すぐに水耕栽培とか大きな農業の工場の進出ということで働きかけがあったんですけども、なかなかその辺が、金額が1億、2億というような形で進まなかったと。しかしながら、そういった事業をしたいという方のバックアップ的なことでやっぱり町の農業振興課とか、その辺あたりが動くべきと思うんです。それがやっぱり企業誘致を進める1歩でもあると思うんです。それが入谷地区は私は最適の場所だと思います。そして、同僚議員も話したように、これから道の駅とか、そういった構想が全国に展開している中で、何とかそういった方向に、もう物をつくって販売するというものづくりのほうだけこの特区の制度を使ってどんどん前向きに行くのが入谷地区だと思います。そういった中で、浸水域も少なく、津波の到達もないという現実から考えると、この入谷地区の特区、この形というのは最適だと思うんですが、農業面からその担当の農業振興参事のほうに話と、入谷地区の考え方、本当に正解だと思います、何かこの地区の利点的なものがある、そういった話が何かあればお願いします。

○議長（後藤清喜君） 農林行政担当参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 入谷地区での農業を核とした産業振興ということでのご質問でございますけれども、議員さんご案内のとおり、入谷には、農業資源ということでのたくさん資源もございますし、それから環境面でも非常にすぐれた資源がございます。生態系や、あるいは海につながる自然ということでも、これまでもそういった環境面を生かした産

業に貢献するものを考えてきておりますので、それらを有効に使った企業活動につなげられるようなものを努力していきたい、探したいなと思っておりますが、とりあえずその最たる一つの例としましては、今度、前回の議会のほうでご承認いただきましたシルク総合開発さんのような企業がございます。高度な技術と農業をリンクさせながら、入谷ならではの歴史と環境を生かした産業づくりということでございますので、これを初めとして、可能性のあるものをなるべく多く、地域、町に有効な産業誘致に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 町長のほうからも、雇用の確保ができないということが問題に上がっていました。そして今回、入谷地区にも50の災害公営住宅が建ちます。そういった中で、町のほうの答えとしては、なかなか住民の移転の意向調査の中でも入谷地区を望む人がないというような話をよく聞きます。そういった状況の中で、やっぱり企業を何とか誘致したいと、あと働き手がないと、そういった場合に、町としても入谷地区にそういった利点がありますよということを住民に知らせれば、住民が一番今求めているものは、生活の場所、住まいですね、あとそれと働く場なんです。それが一致すれば入谷地区にだって多くの方が要望してくれると思います。

そういった観点からも私は、入谷地区にもあと20戸でも100戸でも、そういった移転の場所を確保して、移転すればそこに私は人が集まると思います。やっぱりいろんな方策がある中で、町のほうでも進む活動とか、何とか人を確保するための活動とかあるんですけども、その辺ちょっと見えないんで、今後どういった形でこういった企業誘致の方の従業員確保、町としてはどんな方向で行くのか、最後にそれをお答えください。

○議長（後藤清喜君） 間もなく12時、昼食時間となりますけれども、議案59号が終了するまで続けたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） 答弁をお願いします。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 従業員確保に向けて頑張りたいと思います。

○議長（後藤清喜君） よろしいですか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のための休憩といたします。

再開は1時10分といたします。

午前11時59分 休憩

午後1時08分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第60号 東日本大震災による災害被害者に対する平成24年度分の
国民健康保険税の減免に関する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第7、議案第60号東日本大震災による災害被害者に対する平成24年度分の国民健康保険税の減免に関する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第60号東日本大震災による災害被害者に対する平成24年度分の国民健康保険税の減免に関する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災による被災者の負担の軽減を図りたいため、平成24年度分の国民健康保険税について所要の減免措置を講じるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 細部説明をいたします。

議案28ページの改正文をお開きください。

国民健康保険税の減免につきましては、平成23年度課税分に対して減免をする条例を昨年制定したところがございますが、24年度分に対する国の財政措置基準が示されましたことから、

この内容に沿って町の減免条例を制定するものでございます。

23年分に限っての減免条例が本年3月31日で日切れになるため、引き続き減免措置を講じるため新たに24年度バージョンの条例を制定するというものでございます。

第1条趣旨は、記載のとおり、引き続き被災者の税負担を軽減するというものでございます。

2条の減免の内容でございますが、昨年と違っている箇所が2点ございます。

1点は、第2条の上から3行目の後半分ですね、「4月から9月までの」と書いてございまして、要は半年分を減免すると。昨年は1年間減免でしたが、今年度は半年減免・半年課税ということでございます。

もう一点、この2条の表をごらんいただきたいのですが、1から8までは去年と同じでございますが、変わっているのが9番、収入の減少による減免をどう見るかというところが変わってございまして、区分9の上から4行目ですね。今回は、平成24年の収入の見込みと平成22年の収入を比べ、どのぐらい落ち込んだかを判定するようにいたしました。平成22年は通常の収入があったときですので、これと今年の見込みを比べれば、明らかに減収した人が多いはずでございますので、少しでもこの減免で救われるよう、すそ野を広げた内容でございます。

3条以降につきましては、前年と同じ内容でございます。

なお、本条例に基づく国保税の減収分につきましては、国の財政措置が決定してございます。

附則は、公布の日といたします。

以上で概要説明を終わりますので、よろしくご決定賜りますようお願いをいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 昨年に続きまして、減免の条例であります。

今、担当課長の説明にありましたように、4月分から、4月から9月までという半年ということなのですが、半年ということは非常に私としては、もう1年、ぜひしてほしいと思うんですが、その辺の見通しというのはどのようになっているのか、一つお願いします。

それから、9番のすそ野を広げたと、22年度の事業費の10分の3以上であるものということでもあります。これに該当する方たちも結構出てくるんじゃないかと思うんですが、その辺の見通しも含めてお願いします。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） まず、第1点目の半年間の減免、そして半年課税ということで、減免期間が長くなればなるほどそれにこしたことはないということで、今後の見通しはということでございますが、実は我々事務方もなぜ半年なんだということで、直接国に聞くわけにもいかないということで、宮城県を通じて再三その理由につきまして、あるいは今後の見通しについて情報をとっておるんですが、はっきり申し上げて歯切れが悪いということでございます。ただ、私も条例案を提案させていただいてご決定をいただくためには、ある程度考え方というものも持ち合わせていなければいけないかなと思ひまして、私なりに思い浮かぶような要因を幾つかちょっとお話しさせていただきますが、まず、これは国の台所が一つ問題なんだろうというふうに思います。それから、阪神淡路は実は1年だったそうです、この国保の減免につきましては。東日本が被害の甚大さにかんがみて半年延長ということで、これも差し当たってという表現が適当かどうかはわからないんですが、まずはその半年間というふうなことで言葉を濁しているんだろうと。ただ、期間を延長するにこしたことはないんですけども、やはりその制度とそれに必要な財源が伴わないとこれは実現できないので、その両面の環境が整わないと難しいというのが苦しい胸の内なのかなというふうに推察しております。

それから、22年と24年を収入の比較をしたときにどれぐらいの方がということですけども、今の23年条例ですと、ここはつくりが前の年と比較をしてというつくりになってございます。そうしますと23年と24年を比較するということになりますので、23年というのはあのような状況でございましたので収入はありません。しかしながら、24年につきましては少しずつ産業や雇用が復活してまいりますので、金額の多寡は別として収入はふえてくるだろうということで、ここであえて、もう一年前、おととの22年の平常時の収入と比べるようにしたものでございます。

恐らく22年が通常の営業所得とか給与所得があった方については、それほど大きく上回るような人はまずいないだろうというふうに思われますが、実は23年度のこの9番目の収入減少に該当した方というのはおおむね100名ぐらいございましたので、今年も同じぐらいの方がここに該当されるのかなというふうには思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 課長、大変ありがとうございます。何か私の半分以上のことを言ってくれたような気がします。

本当に、まだまだ復興半ばにして、収入が少しは、23年度よりは入ってきた方たちもいるとは思いますが、ただ、本当にまだ復興半ばで見通しも立っていないという住民が結構多いわけであります。そういう点で、本当に課長がおっしゃいましたように今後の見通しですね、まだまだ本当に再建には遠いと思っております。阪神淡路大震災のときは1年だったと。それに比べても被害の大きさはもっともっと、あちらも大変ですけれども、こちらはまだ本当に見通しも立たないような状況になっているので、まだ1年とは言わないで、もっともっと広げてというか延ばしてほしいと、そういうふうな気持ちがあります。

これも、本当に今後、国に働きかけていく必要があると思っておりますが、町長、その辺はどうでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 国保の問題だけではなくて、この次の議案の介護保険のほうも半年です。先日、陳情6-1で医療費の個人負担の部分ですね、あれも半年で切るのは、9月末で切らないでいただきたいということで即決になりました。それらもろもろ一つになってございます。

それから、この間国保の運営審議会がございまして、委員の皆さんからも「なぜ半年なんだ」というふうなご意見も出ました。これはある意味政治の部分かなというふうなお話をさせていただきましたが、おとといの朝に宮城県の町村会の会長、利府の町長さんですが、おいでいただきました。その際に、この問題について町村会としてどう対応するかということについてお話をさせていただきました。いずれ事務局もおいでになりましたので、県内同じ状況でございますし、ある意味被災から皆さんそう周りの生活環境が大きく変わっていないという中で、自己負担が起きてくるということはこれは大変だということもお話をさせていただきましたので、その辺町村会のほうで今後取りまとめ、どういうふうになるか、ちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 全くそのとおりだと思います。町長、本当にこれをぜひ国に通していただきますように、延長することを通していただきますように働きかけてほしいなと思っております。以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第60号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第61号 東日本大震災による災害被害者に対する平成24年度分の
介護保険料の減免に関する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第8、議案第61号東日本大震災による災害被害者に対する平成24年度分の介護保険料の減免に関する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第61号東日本大震災による災害被害者に対する平成24年度分の介護保険料の減免に関する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災による被災者の負担の軽減を図りたいため、平成24年度分の介護保険料について所要の減免措置を講じるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、細部説明をいたします。

前議案と同様でございますが、国の通知によりまして、平成24年度分の介護保険料を新たに減免をするというようなことでございます。

第2条にその内容等が書かれておりますが、4月分から9月分までというようなこととなります。

対象者につきましては、全壊が全部、それから半壊・大規模半壊が2分の1、それから死亡あるいは行方不明の方も全部と。それから、収入の関係もございまして、所得が4号ですか、200万円以下につきましては全額、それから200万円を超える場合は10分の8というふうなことになっております。

以上であります。よろしくお願いいいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第61号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第62号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（後藤清喜君） 日程第9、議案第62号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第62号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてをご説明申し上げます。

本案は、本年7月9日に外国人登録法が廃止されることに伴い、本町が加入している宮城県後期高齢者医療広域連合の規約の一部について変更する必要が生じたことから、地方自治法の規定に基づき、関係地方公共団体である本町の議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） それでは、議案関係参考資料の29ページの新旧対照表をお開きください。

本案は、外国人登録法が廃止されることに伴いまして、これまでの広域連合の規約第17条で使っていた外国人登録原票などの関係用語を削除するものでございます。

広域連合に対して市町村が負担金を算定する基準の一つに、高齢者などの人口割というのがございますが、これからは住民基本台帳に載っている人口を使うだけで済むようになります。したがって、この表のアンダーラインの部分削除するというものでございます。

施行日は、広域連合と市町村の協議の調った日となります。

規約変更につきましては議会の議決が必要ということでございますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第62号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第63号 工事請負契約の締結について

○議長（後藤清喜君） 日程第10、議案第63号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第63号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した移動系防災行政無線の復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

議案関係資料30ページをお開き願います。

本工事につきましては、東日本大震災の津波により被災した南三陸町防災行政無線（移動系）のシステムにつきましては、平成24年度消防防災施設災害復旧事業費補助金の交付を受けながら復旧を行うものでございます。

具体的には、30ページの赤で囲まれた部分の復旧でございます。南三陸町仮庁舎放送室に統制局を設置いたしまして、十二曲中継局との通信用の鉄塔を設置の上、車載型無線機18台及び携帯無線機30台を設置するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今回は、震災によりまして復旧ということで、また新たに移動系の無線設備という議案であります。震災前も移動系ということでやられておったと思うんですけども、3・11の2日前ですか、津波注意報ということで、3月9日。そのときに移動系のこの無線設備が使用できなかったということで、故障というふうな感じで承ったんですが、当時。その前の設備をしたメーカーさんと、どこかわかりませんが、今回は全く別な業者さんですか、それとも同じ業者さんですか、まずもってその辺を聞かせてもらいます。

それから、見積もり徴収により随意契約ということですが、これは何社か見積もりをとって、こちらで選定をして随意契約をとられたと思うんですが、何社ぐらいから見積もりをとったのか。それで、ここに決定したという、決定したその一番の決め手というのはどういうことだったのか、その辺どうか。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 業者の選定に係るご質問でございますけれども、既に設置してございまして活用しておりました移動系の無線につきまして、今回被災によりまして滅失・流出してしまったわけでございます。ですから、前の施設・設備を使いながら、流出してしまったものを今回は補充するというふうなスタンスに立ってございますので、前のかかわりのありました、今回ご提示申し上げております日本無線株式会社東北支社の1社のみからの見積もり徴収というふうなことでございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 3月9日の津波注意報が出たときに、これが使用できなかったわけです。

よね。そのときに私は議場で、あのとき定例会でしたから、翌日にね、「そんな傷まるようなメーカーの機械はやめて、別な機械をすぐに入れなさい」という発言をしてるんです。だから今、記憶にあるから言ってるの。また同じことを、同じメーカーのやつをまたお願いするというのは何事だべと思って今、驚いているんですよ。前に幾らか震災で残った設備をまた使うからということになりますが、いざというときには使えないんですから、このメーカーのものは。3月11日のときも移動系使わなかったんでしょう。3月11日には、あの大津波のとき移動系は使っていないんですから。また同じことを繰り返すんですか。何かここでなくてわからない理由がそのほかにもあるんですか、あんた方には。おかしいですよ。何で悪いのわかって、これ頼むの。普通だったらそういう経験が、いい実績でなくて悪い実績を残しているものですからね。その辺どうですか。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 町の行政防災無線に関しましては、以前からアナログ方式で整備しておりました。今回デジタル方式というふうなことで、そちらの方式に変えてございます。震災後につきましても、移動局、ベイサイドアリーナにありましたポータブル型の移動局、これを活用しながら、復興時におきましても通信を継続的に行ってきたような経過がございまして、それ以降でカバーできたような感じがございまして、こちらの方式のものを使わせていただいたというふうなことでございます。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 若干補足させていただきますけれども、14番議員お話しの方については、基本的には同報系の無線でございまして、これは23年度、昨年度の事業で同報系の復旧工事について議会でいろいろご審議いただいた際に、そういったご指摘をいただきましたけれども、ご決定をいただいて、もうそれは既に開放いたしてございます。

今回は移動系ということでございまして、もちろん同報系とは当時会社も違ってまして、これは日本無線で、同報系は沖電気が復旧工事を行ってございます。

今回のことについては、先ほど担当課長がご説明申し上げましたように、いわゆる移動系の無線で被災していない部分のものがございます。それを有効に活用するというような観点からこの1社での見積もりということでご提案をさせていただいているということでございまして、同報系とは、今回移動系ということで基本的にシステムが違う部分だということについてはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） その移動系とか同報系ですか、わかるのは固定とか移動とかということ
はわかるんですが、同報系であれば同報系ということになるんでしょうがね。震災になったら、
震災を受けた場合に、この間のような津波とか地震とか、どういうふうにするの、この
同報系を使うのか移動系を使うのか、これから。その違い、使い道を分けるんですかという
さ。どういうときに同報系で、どういうときに移動系を使って……なのかね。要するに、防
災庁舎で話さなければ住民にお知らせできないようなやり方ではまずいよということだ、要
はね。高台に逃げて、そこからでも皆さんに、住民の方々にお知らせできるようなやり方な
のかということさ、この移動系というのは、私はそう感じ取っているわけですから。危ない
ところにいないで、安全・安心なところまで避難して、そこからでも住民に情報を発信でき
るというふうなやり方なのかということさ。それができるのであればいいんですが、また同
じようなこと、同報系だか移動系だかわかりませんが、その使い道が一体どうなのか、その
辺です。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 南三陸町の防災行政無線についてご説明を申し上げますけれ
ども、まず、同報系に関しましては、役場の危機管理課のわきの放送室に本体がございまし
て、そこから屋外放送子局、屋外の無線塔ですね、無線塔で外部に対して放送する、そして
なおかつ戸別住宅、住宅ごとに屋内の受信機、戸別受信機をもって外部からと屋内から放送
するのが同報系の無線でございます。

今回ご提示申し上げますのが移動系の行政防災無線でございまして、役場の危機管
理課のわきの放送室に本体はあるんでございますけれども、そこから十二曲峠のほうに電波
を発射しまして、田東山も経由しながら、移動の無線と、それから消防自動車及び公用車等
と通信ができるような、そういうシステムというふうなことでございます。なお、ポータブ
ルの搭載台というふうなことで、この30ページのちょうど一番下のほうにかかわってござい
ます。これは移動系でございますので、持ち運びできます。これを持ちましてその放送もで
きるというふうなことでございますので、今現在、高台とか持ち歩けますので、これは
たまたまベイサイドアリーナのほうに保管してございましたので、被災後もこの無線を活用
しながら放送できたというふうな状況でございます。

というふうなことでございまして、移動しながらできるというふうなことでございますので、
ご理解を賜りたいというふうに存じます。

○議長（後藤清喜君） ほかにございせんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第64号 平成24年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）

○議長（後藤清喜君） 日程第11、議案第64号平成24年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第64号平成24年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、これまで2回にわたり交付可能額が通知された東日本大震災復興交付金に係る予算措置上の整理や、平成23年度決算見込みに基づく繰越金の追加計上を行ったほか、4月1日付人事異動等に伴う人件費の整理、調整につきましてもあわせて行ったところであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、細部につきまして説明をさせていただきますが、補正予算書の2ページをお開きいただきたいと思いますけれども、今回、補正後が386億7,800万円でございます。これを通常分と震災分に区分いたしますと、通常分が66億6,600万円、震災関連分が320億1,200万円ということで、総予算に占める震災分は82.8%、そういった予算額になります。

では、続きまして、7ページの債務負担行為の補正でございます。町外仮設住宅等行政情報

提供事業ということで、いわゆるフォトパネルの関係でございますが、期間が24年度から28年度でございますけれども、この通信料を債務負担行為として設定いたしました。24年度は無料でございますけれども、25年度から4年間、通信料がかかります。その通信料の4年間分の限度額が1,939万8,000円ということになります。

それでは、歳入歳出を申し上げたいと思います。11ページ、12ページでございます。

今回、地方交付税で震災復興特別交付税3億9,200万円追加をさせていただきました。この追加後の交付税の内訳でございますけれども、総額で82億7,200万円でございますが、そのうち普通交付税は39億8,000万円、特別交付税が2億4,000万円、そして震災復興特別交付税が40億5,215万1,000円、こういった補正後の交付税の内訳になります。

続いて、分担金、負担金でございますけれども、記載のように保育所保育料、保育園保育料、保育園・所保育料で減額でございますが、さきの議案第56号でご決定をいただきました震災減免分でございます。人数が107名分にかかわる、8月以降9カ月分の減免分でございます。それから、その下、総務管理使用料ということで工作物使用料でございますが、平成の森の野球場の広告料でございますが、昨年度は震災で取りやめをいたしておりまして、今回改めて公告掲載を募集いたしましたところ、10企画から19区画申し込みがございました。1年間4万8,000円でございますので、その19区画分でございます。それから、子ども手当と児童手当の負担金、県の負担金も関連いたしますけれども、いわゆる児童手当法が改正されまして、今度また子ども手当から児童手当に戻るということで、子ども手当を減額し児童手当を増額してございます。

それから、12ページ上段でございますが、公共土木の災害復旧費でございますけれども、過年度公共土木施設災害復旧負担金ということで、過年度分の精算額をいたしまして追加交付になったものでございます。

それから、中段の総務費補助金でございますが、辺地狭聴施設整備事業ということで、大船沢地区の難聴世帯、それから清水地区の大畑地区の組合、2カ所分にかかわる補助金でございます。大沢と大畑ですね。

それから、その下段、東日本大震災復興交付金ということで5億3,900万円でございますけれども、第2次申請によりまして、効果促進事業分ということで交付されました。この部分については全額基金のほうに積み立てをいたしまして、今後充当される事業に充当していく、そういった内容でございます。

それから、教育費補助金600万円でございますが、具体的にはスポーツ交流村と平成の森の

災害復旧工事の委託料を計上してございます。

子ども手当につきましては、先ほど国庫補助金のほうで申し上げました。

それでは、13ページ、14ページでございますけれども、13ページの民生費の中で社会福祉補助金6,450万円でございますが、地域支え合い体制づくり助成補助金ということで、具体的には談話室を移築する工事でございますが、以前病院で使っておりましたプレハブの病棟をそれぞれ町内10カ所の仮設住宅のほうに移築をして、談話室として使用すると。これが国の補助事業に認められましたので、その補助金でございます。

次に、児童福祉補助金ということで、県子育て対策臨時交付金ということでございますが、保育料の減免措置への補助ということで、103件分でございます。

続いて、中段に商工費補助金ということで1,400万円でございますけれども、震災関連の緊急雇用対策事業ということで、また追加やっておりますので、その分の補助金を計上してございます。

中段でございますが、社会教育費委託金ということで1,120万円でございますが、学び支援コーディネーター配置補助金ということで、これは23年度もホテル観洋を会場にして、そういった学習活動と申しますか、寺子屋的な活動を行ってまいりました。これは県の補助の100%補助でございますけれども、今年度もさらに認められましたので、同じように事業を継続したいということで計上させていただいたものでございます。

建物売払収入でございますけれども、具体的には旧入谷中学校の体育館、シルク総合開発分に売却をする予定でございましたけれども、震災前にも1度上程いたしました。当時、建築価格の5%ということで187万2,000円計上いたしましたが、今回、震災・台風で相当内部が傷んでございましたので、残存価格の5%から3%ということで減額をさせて117万8,000円を計上させていただきました。

14ページの復興交付金の基金繰入金は、先ほど申し上げた額を整理して繰り戻すものでございます。

それから、繰越金でございますが、13億600万円ということで、非常に極めて大きな繰越金でございますけれども、後で歳出で申し上げますけれども、この中には、約10億円以上でございますけれども弔慰金の返還分がございます。いわゆるある意味ひもつきの額でございますので、こういったのがございますので、13億というような繰越金の内容でございます。

それでは、15、16ページ、歳出に入らせていただきます。

町長提案理由で申し上げましたが、各般にわたりまして、4月1日の人事異動によりまして、

人件費、給与、手当、共済費、すべて現在の体制に変えさせていただきましたので、各款にわたりまして人件費の出入りといいますか過不足が生じてまいりますので、最初にご説明をさせていただきました。

それから、16ページ、旅費の125万円の追加でございますが、今後、任期付職員等のこともございまして、派遣職員10名分を見込んでございまして、その赴任旅費といいますか、派遣職員の分の旅費10名分を見込み計上させていただきました。

それから、その下段でございますが、用地取得支援システム導入事業ということで、復興に関しまして用地取得業務が相当数事務量がふえます。その管理システムということで、用地システムをサポートいただけるような、そういうシステムが開発されましたので、それを導入いたしたいということでございます。

その下段のGISソフト導入業務委託という240万円でございますが、これは現在、地籍調査図は流出によりまして現存してございません。それで、法務局のほうから当町の地籍調査の図面を、成果をいただいたといいますか、情報をいただいて、これをこういうシステム上に取り入れをしまして、現在はそういうシステムからそういう図面をとれるシステムになっています。今現在、NTTさんの無償貸与ということで、無料で今そういった地図情報を入手できますけれども、8月から有料になるということで、その分の業務委託ということでの計上をさせていただいたところでございます。

それから、財産管理費で、庁舎の維持管理工事ということで1,100万円計上させていただきました。具体的には、庁舎の電話の増設とか、それから情報処理室の空調の整備、それからテニスコートの外周の一部駐車場として舗装工事ということで、移転工事の際、なかなかすべて見切れなかった分、改めて2カ月、3カ月使用しますと、そういう部分が生じてまいりましたので、今回そういった維持管理工事ということで計上させていただきました。

それから、その下段の辺地共聴施設整備事業ということで、先ほど収入で申しあげましたとおりでございます。国庫補助とNHKを除きますと1世帯当たりの負担金は7,000円というような額になります。

17ページ上段でございますが、住民情報システム改修委託ということで、一部は児童手当法の改正によりまして、そういうシステム改修が必要になったということと、ホームページの改修委託ということで、見やすいような、使いやすいような全面更新をしたいというような内容でございます。

それから、18ページ、過誤納還付金ということで、震災関連に伴います還付金でございま

して、まだ手続をしていなかった方への還付金でございます。過誤納といえますと誤って徴収したというような誤解を受けるかもしれませんが、そういうことではなくて、震災関連で還付する手続の方が、まだしてない方がおられますので、その分の今年度分のそういう予定ということで、町県民税なり固定資産税分を見込んでございます。

それから、20ページでございますけれども、老人福祉費で500万円計上させていただきました。具体的には敬老会の開催経費でございますけれども、昨年は震災関連でできませんでしたが、今回は従来と変えまして今のところ開催する予定でございます。今のところ内定でございますけれども、9月26日に志津川地区、9月27日に歌津地区、9月28日に戸倉・入谷地区と、3日間をかけてそれぞれ開催をする予定でございます、その所要経費でございます。21ページ、22ページでございます。

9目の被災者支援費で、嘱託員報酬ということで144万円でございますが、仮設住宅入退居の管理担当職員ということで、入退居、大分業務が多くなりましたので、7月から1名嘱託員として雇用を予定してございます。それから、15節の工事請負費でございますが、先ほど申し上げました旧病院のプレハブ庁舎を応急仮設住宅談話室等に移動したいということで、その所要経費を見込んでございます。それから、18節の備品購入費で1,785万円でございますが、その10カ所の応急仮設集会所等の備品関係を10カ所分見込み計上させていただきました。

それから、23ページ、24ページでございますが、保育料の還付金ということで、先ほど4月からさかのぼって減免ということになりましたけれども、既に4・5・6、3カ月分いただいておりますので、その部分について還付するといった内容でございます。

それから、24ページ、災害救助費の工事請負費でございますが、応急仮設住宅追焚き機能取付工事ということで、町で整備した応急仮設住宅のいわゆる追焚き部分を取りつけると、おふろの追焚き部分でございます。その部分の工事費でございます。

それから、償還金利子及び割引料で10億2,100万円でございます、過年度災害弔慰金、負担金返還金ということで、既に23年度で26億5,000万円交付をいただいておりますが、そのうち実際に支給したのが21億7,000万円でございますので、その差額について今回返還をすると、こういった内容でございます。なお、23年度の災害弔慰金の実質の支給人数は744名でございます。生計維持者が126名、その他の方が618名、計744名で21億7,500万円という額になります。

25、26は、特にございません。

それから、29ページ、観光振興費で400万円の補助金を計上させていただきました。昨年度、

ご案内のようなことで夏祭りは実施しなかったんですが、今般、形状は変わると思いますけれども、志津川地区・歌津地区で夏祭りを実施したいということでございますので、夏祭りの実行委員会のほうに補助金として交付する予定でございます。

それから、32ページでございますが、常備消防費の負担金で6,400万円でございますけれども、今回、南三陸消防署と歌津出張所の仮庁舎を建設することになりました。両方合わせて約1億9,200万円の事業費でございますけれども、そのうち国庫負担金を除いた6,400万円につきましては当町の負担でございますけれども、これにつきましても震災復興特別交付税で補助残分は全額充当になるということでございます。消防署の仮庁舎も本年度建設の運びとなりましたので、ご報告をさせていただきます。

33ページ、34ページは、これもございません。

36ページの最下段でございますけれども、学校給食費で2,400万円、工事費を追加させていただきました。4月に増築して今スタートしているんですが、給湯器等がやはり使用にたえないということで、湯量の不足もあるようでございますが、一定期間経過しているということで更新が必要だということで、調理室の給湯設備等を今回改修させていただきたいということで2,400万円計上させていただきました。

37ページ、38ページでございますが、38ページ、工事請負費でひころの里のシルク館等の災害復旧工事、玄関のドアとか石積み、あるいは建物が傾斜したということで、約630万円ほど今回計上を予定してございます。

それから、災害復旧費、漁港施設災害復旧費の実施設計業務ということで、ばなな漁港と折立漁港、二つの漁港につきましては、町で実施設計を発注するというので、2港分に係る委託料でございます。それから、中段の過年度公共土木災害復旧費負担金ということで、県で行いました道路災害復旧費の精算分ということで今回追加計上をさせていただきました。

それから、社会教育施設900万円でございますけれども、収入で申しあげましたスポーツ交流村、それから平成の森の災害復旧費の委託料でございます。

それから、38ページ最下段でございますけれども、積立金5億3,900万円でございますが、先ほど申しあげました効果促進事業につきまして、一たん基金として積み立てをさせていただくというような内容でございます。

40ページで、補正額いろいろ、いろいろといたしますか、第1回交付金の内示と事業調整をした結果、防災集団移転、都市防災等でそれぞれ減額をさせていただいてございます。それから、14ページの埋蔵文化財等に係る事業も同じような調整でございます。

以上、歳入歳出、細部説明を終わらせていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君）　ここで暫時休憩をいたします。再開は2時25分といたします。

午後2時05分　休憩

午後2時25分　開議

○議長（後藤清喜君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君）　では、最初に私のほうから始めたいと思います。

歳入の11ページのところですが、国庫負担金のところで子どものための手当負担金と児童手当負担金というところがあります。ここの中で子どものための手当負担金から児童手当負担金を見ますと、約2,000万円ぐらい減額するのかなと思ったんですが、その辺で町民の中でこの子どもの手当、どういうふうな状況になっているのか、一つお願いしたいと思います。

それから、その下の12ページの先ほど説明ありました効果促進事業ですか、これに5億3,942万円ほどが入っていますが、これの積み立てするということなんですが、これの、先日町長の方針のところでも触れましたけれども、どういうふうに、どういうことを考えているのか、まず積み立てするんでしょうけれども、その後の使い道、その辺をぜひお聞かせ願いたいと思います。

それから、24ページの民生費の中で、償還金利子及び割引料ということで、過年度の災害弔慰金の負担の返還金があります。これで744名分ということなんですが、すべてこれで終わっているかどうか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君）　町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君）　1点目、11ページ、子どものための手当、それから児童手当という部分ですけれども、この金額の減少理由と。

金額そのものは総額は変わらないんですけれども、まず、この子どものための手当で1億6,687万5,000円を減額して、普通であれば同額が児童手当負担金ということで新しい5節で166875となるんですけれども、この差額が約1,900万円ほどあるわけです。これは、子どもが減ったことということではなくて、国の負担割合が変わったことによるものです。

具体的には、この1,900万円の国の負担割合が何で減ったかといいますと、中学生分。当初中学生の部分については国が丸々全部見ますよということだったんですけども、3分の2しか見せないと、残りの3分の1は町と県がそれぞれ追加で負担をしてくださいというような理由によるものです。

○議長（後藤清喜君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 2点目の復興交付金の一括交付金に係る部分でございますけれども、今回約5億4,000万円ほど追加で2次配分が入ってまいりました。町長の行政報告でも若干ご説明申し上げたんですけども、基本的には基幹事業の側面的な支援をできるような事業に一応限定されておりますので、具体の事業はこれから検討して、改めて基金から繰り入れて歳出予算に計上することになるかと思っておりますけれども、特に市街地整備の調査費とか防災支援、中段の合意形成のための調査費とか、そういった側面支援の経費に割り当てられるべきなんだろうというふうに思っておりますけれども、具体はこれからのことになりますので、例えばの話で今申し上げさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 弔慰金についてご説明をいたしたいと思っております。

先ほど総務課長が744名というふうなことでお話をいたしました。内訳を申しますと、いわゆる生計維持者500万円、126名です、6億3,000万円。それから、その他というようなことで250万円、それが618名、合計で744名というふうなことで21億7,500万円というふうなことになるんですが、今までのところ死亡者の、いわゆる行方不明も含めますけれども、うちのほうの公表が797名、それから、その後いわゆる因果関係があるというふうなことで審査会に出して認められた方が20名いらっしゃいますので、827名というふうなことになります。

それで、実際に支給が決まったほかの方がどうなっているのかというようなことでございますが、61名が該当なしと。つまり死亡した方にとって直系の2親等以内というようなことで弔慰金は決まっておりますので、それに該当しない方が61名いらっしゃるというようなことでございます。それ以外の3名につきましては、まだいわゆる死亡届を出していない方がいらっしゃる。その辺につきましては、24年度分で予算計上しておりますので、24年度にお支払いをするというふうなことになります。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 子どものための手当、それから児童手当、これは本当に国の中でいろいろと政党間で問題があった手当であります。今、課長の説明ですと、中学生分が全くなく

なって、これは町と県ですか、で負担割合が決まって、それを出すと。そのためにこの金額、差額が出ているんだと、そういうことですが、当町では、そうしますと、今まで子どものための手当を支給されていた人たちの中で、これに該当しなかった人たちというか、そういう方はいるのでしょうか。その辺もう一回お願いします。

それから、効果促進事業で今、国から支給された交付金、それを側面事業としてやると、そういうことで説明がありまして、まだ具体案はないと、案というか具体的な事業内容はまだ決まっていないというお話なんです、決まっていけど大体多分あるのではないかなと私は思うんで、その辺の具体策というか、そういうことを事業としてぜひ聞かせていただきたいなと思います。

それから、弔慰金の問題なんです、そうしますと、かなりちょっと、こんなところもあったのかと思ったんですが、まだ死亡届も出していないという、そういう人とか、それから該当者がいないというのはちょっと何か腑に落ちないんですが、死亡届を出していないんですが、今後出した場合は、また新しい、新しいというか、また予算計上されるということなんですか。ここで全部今、このされたところで全部すべて終わったということではないと解釈してよろしいですか、その辺もう一度。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 先ほどの中学生分の国の負担割合が変わったということで、私は、国の負担がゼロではなくて、国が当初丸々全部見ると、10分の10を見る予定だったんですけども、今回の制度改正で国の負担分が3分の2に減ります。残りの3分の1について地方で負担をしてくださいと。ですから、県と町が残りの3分の1を肩がわりしようと、そういうことでございます。

それから、該当する・しないという部分でございますが、中学生につきましては、本町の中学生はすべて支給対象になりますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 復興交付金の関係でございますけれども、現在、3次申請に向けた事務手続を先行させておりまして、昨日も遅くまで復興庁とやりとりしながら最終の詰めを行っているところなので、その事務手続がおおむね完了の方向性を見出した後に、この今回の追加配分分について検討を加えていきたいというふうに考えておりますので、今、特定の事業についてという形ではなかなか明言できないということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 弔慰金に関しましては、災害弔慰金の支給等に関する法律というのがございまして、それに基づいて、先ほど言いましたように直系2親等までというようなことで、つまり配偶者、子、父、母、孫、祖父、祖母がいなかった場合と。兄弟がもしいなかった場合には、同居の兄弟と、そこまでは支給するよというようなことが法律でうたわれております。ですから、その方、いわゆる今該当する方がいなかった場合には、該当なしというようなことで弔慰金は支給されないというような法律になっておりますので、それにつきまして先ほど言いました61名が支給対象から外れてしまったというようなことでございます。

それについては、非常に慎重にうちのほうでも戸籍等も全部取り寄せまして、全部出させていただいて、それで残念ながら61名の方はその支給対象にならなかったというふうなことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、死亡届を出していない方につきましては、実質は1名なんです、まだ出していないという方は。あと、それ以外には、先ほど言いましたいわゆる受取人が決まっていない人というようなことがあります。いわゆる同列で、その家族の中で受取人を指定していただいた方にうちのほうはその弔慰金を支払うというようなことの事務なんです、その受取人がまだその家族の中で決まっていないというような方が2名いらっしゃいまして、その方々はまだ支給していないと。24年度分の当初予算で弔慰金の分については予算化をしておりますので、その中で支払えるというようなことになりますから、それについては24年度分で支払うというふうなことになります。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 児童手当、これはいろいろ問題がある手当であります。本当に、今、課長が当町においては中学生は全部支給されるという話なんです、これは所得制限なんかも出てくるもんですから、そういうふうなのも出てくるのかなと思いついて聞いていました。本当にすべての子どもは社会全体で育てると、そういう趣旨からすると大分後退した制度だなどと思って見ております。

それから、効果促進事業の予算なんです、これ今、課長の説明ですと、3次申請していると、そういう手続をしながら具体的にはなっていくと、そういうお話でした。先日も一般質問の中で皆さんから、町独自の政策はないのかと、そういうのが随分出されましたので、そういう面に使えないのかなと、そういう期待もしているところもありますので、具体的に

はどうなんだろうと、そういうふうに思っております。本当に町独自のという支援の中で、復興再建に向けて皆さん頑張っているところに、こういう予算も使われないのかなど、そういうふうに思いますので、その辺をもう一度検討してほしいなと思っております。

それから、弔慰金の問題なんですが、実は該当ないというか、なかなか、私もちょっとそういう例を聞いたことがあるんで、大変気の毒だなと思って聞いていた面があります。法律的にどうしてもできないという今答弁でしたが、あとまだまだ申請していない人たちもいたということなので、ぜひそういうのはきちっと、申請されたら支給されるという今お話でしたので、ぜひその辺はよろしくお願ひしたいなと思ひます。以上です。

○議長（後藤清喜君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 町単の単独支援の部分についてでございますけれども、復興交付金は基本的に5省40事業という基幹事業が制度化された内容でございますので、それで、町長申し上げましたけれども、単独支援については補助対象とはならないということでございますので、基本的には町の持ち出し、一般財源対応ということでございますので、その点はお理解いただきたいと思ひます。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませぬか。3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） 2点ほどお伺ひいたします。

21ページでございますが、被災者支援費15節の工事請負費5,000万円計上されております。それで、上欄に応急仮設住宅の談話室等の移築工事ということで、旧プレハブの病院棟ですか、あれを談話室として移設するんだと。説明では10カ所とお伺ひしましたが、10カ所どのような形で移築をするのか、もうちょっと詳しく教えていただきたい。

それから、その下欄の応急仮設住宅交流広場整備工事、これは具体的にどこなのか教えてください。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） では、私のほうから詳細を説明させていただきたいと思ひます。

現在、ご存じのように町内外に58団地の仮設住宅がございませぬが、そのうち集会所、談話室が約40棟設置をしております。それで、残りの18団地にはないということになっておりますが、ただ、同じ敷地内に2棟に分けて建てている部分もございませぬので、実質14団地に今集会施設がないような状況になってございませぬ。

それで、今回、病院のそのユニットハウスのこともございませぬので、その14団地の自治会のほうにご連絡をさせていただきまして、集会所の要望があるかどうか確認をさせていた

いただきました。そのうち必要だという回答なりご要望をいただいたのが約9団地ほどございます。内訳につきましては、北から申し上げますと、田茂川、田の浦でございます。それから平成の森のテニスコート、それから泊浜の1期、それから袖浜、神割崎キャンプ場、保呂毛、沼田の1期、桜沢、横山幼稚園跡地の計9カ所になります。

ただ、ユニットハウスにつきましては、10棟分ございます。それで、現地にそのまま置くわけにもいきませんので、それを現地から撤去する分を含めて10カ所という説明をさせていただいているところでございます。

それから、応急仮設住宅の交流広場の整備工事でございますが、具体の場所は南方のイオン跡地でございます。どうしても遠方にいるということで、集会所はございますが、なかなか室内だけの活動に限られております。そしてどうしても狭い空間の中に一度にたくさんの方が入るということで、なかなかなじめない方もいるということでございましたので、不活発病というのも心配されますので、たまたま敷地内に利用していない敷地がございますので、イオンさんのほうのご協力をいただきまして、その部分に、十分な広さではございませんけれども、約2,500平方メートルくらいの広場を整備したいというふうに考えておまして、今回ご提案をさせていただきましたので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） 談話室でございますが、すると、これですべて仮設住宅の談話室、要る分、解消されるということで理解してよろしいのでしょうか。

それから、交流広場でございますが、かつて民生教育常任委員会、所管事務調査の中で、いわゆる我々がお邪魔した際、居住人口も多いと、世帯も多いと、ぜひ空き地もあるんでそういう多目的な広場を設置したいという要望がございました。それで具体的に、どういう面積と、どういう形態で広場を設置するのか、その辺もう少しお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 談話室につきましては、先ほど申したとおり14団地で施設がないということでございましたので、先月、それぞれ自治会のほうを通じまして要望なりをお聞き取りをいたしました。それで、現段階でその敷地の問題、それから維持管理等の問題がございまして、9団地のほうが設置可能、それから要望があったということで、残りの5団地のほうからの要望は特にございませんでしたので、私のほうとしてはこれで解決したのかなというふうに考えております。

それから、広場のほうでございますけれども、今、残地として約1ヘクタールほど残地が

ございます。ただ、それをすべてグラウンドにというのと、なかなか費用的な問題もござい
ますので、それは少し自治会長さんのほうには全面的にはちょっと無理だけどもというお話を
させていただいているところでございます。

現在行くとおわかりだと思いますが、店舗を取り壊してコンクリートの破砕したものを敷
きならしをしており、そういう状況でございます。当然そこで運動等をするのは大変けが等
も心配されますので、そこに盛土をしてならずと、整地をするということで考えております。
ただ、盛土材についても赤土を持って行って盛土するというわけにはいきませんので、基本的
には山砂を購入して、そこに敷きならしをして使っていただくというふうに考えておりま
す。

○議長（後藤清喜君） 3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） 了解しました。ただ、交流広場ですね、いずれにしても現地の方々が利
用するわけでございますので、よく自治会長、12棟の代表とよくその形を協議しながら、使
い勝手のある広場にさせていただきたいというふうをお願いいたします。終わります。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 2点ほどお伺いします。

24ページ、3款民生費の15節ですね、応急仮設住宅追焚き機能取付工事であります。2,120
万円ほど予算計上されていますけれども、これは本町、どの程度、何戸ぐらいあるのか、我
が町でこの事業で1戸当たり幾らぐらいかかるのか。現時点で何戸ぐらい、2,120万円、これ
はあるだけなのかどうか、そこら辺。多分こんなもので済まないんでないかと思うんですが、
その辺のところ、現時点。これは、いつごろから工事が始まって、いつごろまでやる事業な
のか、お伺いいたします。

それから、26ページになりますかね、農業農村整備費ということで、関連ということでお
伺いすることになるかと思いますが、現在、基盤農業農地の今年から瓦れきの作業等が始ま
りまして、さらに一方では基盤整備事業が始まるというようなことで、今は連絡案内があり
まして、各地で集会等が持たれておるんであります。実は平成の森のほうで、歌津・伊里前
地区の田表地区ですね、これの集会を2度ほど企画したんですけども、さっぱり不発だと、
さっぱり寄らないと、寄ってこないという、会議にならないという、お流れしたというよ
うなことを聞くわけです。そのことによって私も議員の立場でいろいろ聞かれるんですけど
も、私自身もその事業がよくわからないんです。私自身も当事者で案内をもらったんです
が、2回出席しかねました。その内容をいろいろ聞いてみますと、一番の最大原因は、「行く

担金があるというから、おら、はまりたくないんだ」というのが第1点。それから、「おら、何、既にもうあそこ田んぼにも何も、あとつくる気ないから、無論頭からはまる気もないし、追って道路っばただから屋敷に転用して埋めたいと思ってた」とかというような考え方の人、そういったやっぱり今こういう窮状の中で経費がかかるというようなことからおそれをなして寄らない人たちが随分あるようなんですね、私もその一人なんです。そうしたその内容がよくわからないので、もう少しこの事業について、差し支えなければ簡単に結構ですからご説明をいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、私のほうから1点目についてご説明を申し上げたいと思います。

かねてより各応急仮設住宅で追焚き機能のご要望がございました。今回対象となっておりますのが、追焚き機能につきましては2,060戸、それから倉庫につきましては2,133戸が設置の対象になっております。

それで、今回予算計上させていただいている部分につきましては、町で設置した廻館の35戸、それから館浜の15戸の50戸分の追焚き、それから館浜地区の倉庫15戸分の予算でございます。廻館につきましては、住宅を設置した業者さんが最後に倉庫を、今回こういう状態でございますので、これからその事業から利益を上げる気がないということでしたので、35戸の倉庫につきましては寄附をいただいておりますので、町とすれば15戸の設置で間に合うという状況でございます。

それで、今日現在の申し込み状況でございますけれども、廻館35戸のうち29戸が追焚きの希望をいただいているところでございます。それから館浜15戸のうち4戸の申し込みをいただいております。

全体の金額でございますけれども、追焚きにつきましては1戸当たり40万円を考えております。それから、倉庫につきましては1戸当たり8万円というふうな見積もりをしているところでございます。（「建設課長、県で建てたそれ以外の団地の対応はどうなってるの」の声あり）

現在、全体で申し込みがさっき2,060戸と申しあげました、追焚きですね。現在申し込みは1,232戸で、約60%の申し込みをいただいているところでございます。それから、倉庫につきましては1,811戸、約85%の申し込み状況でございます。まだ、回収してない部分もありますので、今後若干の増があると考えております。

それから、交付金につきましては、7月から順次対応してまいりたいというふうに考えておきまして、特に追焚きにつきましては、寒さが厳しくなる前に完了させたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 農林行政担当参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 基盤整備事業についてお答えさせていただきたいと思います。

基盤整備事業に係る農家の負担金が、その農家の事業への参加を足取りを重くさせているのではないかというようなお話でございますが、確かに1回目、2回目あたりの時点では、負担金についてやはり、町で負担をすれば、その財源のこともあって明確にはお答えしていませんでしたけれども、その後の推進会議あるいは農家への説明の中では、農家の負担は取らない方向で今努力しておりますので、それを前提にどうぞお話し合いをしていただきたいということで進めさせていただいております。

といいますのは、実際のその予算は議会のほうにお示しして決定していただく必要もありますし、事業そのものの全体量が決まってないというようなことがありまして、明言といいますか100%ははっきりした言い方はちょっとできないでございました。ただ、町長のほうにもご相談させていただきまして、とても今の状況では農家から負担を取ってはこの事業は進まないだろうというようなお話もいただきまして、取らない方向で現在調整作業を進めております。ですので、農家の方々にはそういったことでお話をさせていただいてよろしいと思いますので、よろしく願いいたします。

あとは、実際の問題として、その機械を流出した、そして高齢化している、それから、今後の見通しとしてとてもなかなか難しいんだというような農家も多数ございます。そういった農地を県営事業で復旧をかける場合には、その後の営農の見通しまでを計画としてつくる必要がございます。そういったことでは、農地を復旧した後は農地を集積してやれる、あるいはやりたいという農家に利用権を集めていくようなことも必要です。あるいは若手でまだ頑張れるという人たちに後押ししながら、基盤整備した農地をとにかく無駄なく使っていくような、そういった話し合いを前提に現在進めておりますので、農協と一体となって、その復旧後の農地の利活用につきましても計画立てしながら進めてまいります。よろしくご理解のほどをいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） この追焚き機能ですが、私は前にも申し上げましたよね、以前、雪が冬期間寒くて早くと言って申請したのが春になって配達になったというような事例もありまして、

一斉に今この追焚き機能をなにして、本当に冬期間までに間に合うんだべかというような疑問もあります。その応募する方々も、「何、これ以上迷惑かけてられないから、何だか40万もかかるかという話だけっとも」という、確かにこの問題では県議会等でも問題になった額でありますし、この額をまた平成の森、私は平成の森にいます、あの仮設から出る場合には置いていかなきゃいけないことになるわけですよね。そして、そういうことからして、住民もやっぱりかなり悩んだようであり、これを。欲しいんだけど、これからずっと使うわけでもない。高額なものをつけていただいたって、今年の冬さ間に合うもんだかどうかと。さらに、一斉に工事が始まって冬までに間に合うのかどうかという問題等、いろいろやっぱり前後して、そのものを、ずっと仮設を出るときまでに、もう払い下げされるわけでもないだべしなとかって、いろいろ考えておるようなんです。余りにも高額だというようなことまでも考慮しておるようであります。順調にこれが今後工事されて、今年の冬に本当に間に合うのかどうか、そういった疑問符もついておるようであります。その辺のところをもう一回、本当にやれるのかどうか、時期に間に合うように。使えないと来年からというふうになってきますと、来年以降、本当に夏場なんていうのはあんまりこういうのは必要ないんで、冬の寒いときに追焚きが必要なわけありますから、そうした観点から急がなければならないのかなと思うんですが、その点。

それから、この農村整備費ですね。今、課長語るとおり、その負担金の問題だけでないんです。整備した後の問題が出てくるわけですよ。国の予算を使って整備をしました。さて、ほんではつくらなきゃならないという責任感、義務感が出てくるわけですよね。そうしたときに、1反歩や2反歩その中にある田んぼの、つくってもらうことはありがたいのだが、そのことによって、それをつくらなければならない義務が発生すると。トラクターもない、田植え機械も何もかにも皆流されてしまって、そればりの田んぼつくるのに今さらそんな道具をよえていられないと。自分も高齢だというような人がいっぱいいる。だから今、そのつくってもらいたい反面、何、いいやというような人たちも半分、そういったこれまた悩みの多い悩ましい問題のようであります。そうしたところを集団化とか何かでカバーするということがうまく説明をなされないと、なかなかそこに踏み込んでいけないのかなと、もう会議に入る前から逃げ足になっていると。「いいや、おら構わないでおいてもらっていいや」というような、頭からそういう人がかなりいるんですね、やっぱり、私ならずね。だから、その辺のところをまずもって制度の説明をよくして理解をもらわないと、なかなかこの事業は始められないのかなというように思うんですが、その辺のところ、いかがですか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 冬季まで間に合うのかというご質問でございますけれども、今回につきましては、すべて町が整備ということではなくて、町で整備するのはあくまで50戸の部分、残りにつきましては県のほうでそれぞれハウスメーカーさんが担当するようになってございます。

それで、県の方針といたしましては、北のほうから、気仙沼市から始めまして、次に南三陸町という形で今考えているようでございますので、これにつきましては、当然そういうご心配もあるかと思っておりますので、県のほうに我々のほうもご要望をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 農林行政担当参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 現在会議を開いておりますが、対象となる農家の方々がその会場からばらばらに住まわれておまして、仮設住宅を捜して歩きながらというような実態でございます。これを効率よく皆さんに、参加できない人も含めて権利者の方々皆さんに一人も漏れなく制度を理解していただかないと、この区画整理、圃場整備事業はできませんので、地域の中から推進員という方々を実はお願いいたしまして、お一人の推進員さんで全体の地権者の4人とか5人ぐらいずつを回っていただけるような人数で体制をつくりまして、そしてまずはアンケート調査から行います。この後、仮に復旧したときに、営農の意欲があるのか、あるいはできるとかできないとかも、機会はなくてもこれからはだれかにつくってほしいんだとか、そういったことまでいろんな考えをお一人お一人まず調査しまして、それをもとに推進員会議の中で、それならば、貸したいという人の土地をどのように集積をかけたならば使いやすくなるだろうかということ、それから、そうだったらば、その土地をだれがこの地域の中で営農できるだろうか。もちろん機械類につきましては、交付金事業を使いながら農協さんのほうでリースするとか、そういった手立ても含めて農家とはお話し合いをしながら、営農計画まで立てて、そして実際の工事に着手すると。ですので、その計画が立たないと、実は着工しないんですね。その権利のまとめが非常に大変な作業でございます、現在、町内5カ所を予定しております。歌津が泊、板橋、そして田表、志津川地区が西戸と在郷地区、この圃場整備の計画のある5カ所のそれぞれの地権者の方々に、合意形成までができればこの圃場整備事業が導入できますと、期間がないもんですから、何とか皆さん、希望があれば力を合わせて事業の執行まで持っていきたいと思いますということでお勧めをしている状況でございます。

やり方の工夫につきましては、今後も農家の方々と相談しながら、漏れのないように、そして早目に理解してもらえるように努力してまいりたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 確認です。すると、個人的な負担はないということで結論づけてよろしいですか。

○議長（後藤清喜君） 農林行政担当参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） そのように地域の方にご説明をいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） この24ページの23節、前者も質問をしたようですが、弔慰金、この内容がちよっとね。10億2,187万5,000円、その内容についていろいろ説明があったわけですが、もう少しこれを詳しく説明していただきたいと。26億5,000万円ですか、弔慰金ね。それに対して21億7,000万円で、4億ぐらいですか、返還するという説明ですけれども、そのほかに、この内容についてももう少し詳しく説明を願いたい。

それから、40ページ、13節の委託料ですけれども、防災集団移転調査等の委託料が1億4,700万円、三角、余ったんだということですが、これは内容について、調査がすべて終了したというのか、どういう内容で余剰金みたいなものが出たのか、委託した差金なのか、その辺ですね。

それから、前に戻るようですが、談話室、各仮設のですね。それが10戸分で5,000万円を工事請負費で見ていると。しかし9戸でいいんだと。9戸でいいものに対して、なぜ10戸分見ているんだと。それから、1戸500万円かかるものかなと思うんですけども、だれがこれを見積もりして計算して持ってきたのか。クレーンで積んでって、ぽかっと降ろせばそれでよしみたいなもんだがね。これは何ぼ坪のものを、どういう工法で、だれにこれをどういう形でやらせるのか、その辺の詳しい設置方法、移転方法、その点の3点、4点、ご説明願います。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、弔慰金というようなことでございますが、もともとは弔慰金は、当初500万円の400人分、それから250万円の600人というようなことで35億円、そのほかに見舞金を含めると35億3,750万円を予算化しておりました。その4分の3の額が県の交付決定額ということで26億5,312万5,000円になります。それに対しまして、先ほど言いました744名分、21億7,500万円の4分の3、16億3,125万円、これが精算額になります。

ですから、交付決定額から、26億5,312万5,000円から精算額の16億3,125万円を差し引きますと10億2,187万5,000と、こちらに計上になっている10億2,187万5,000円を返還するというようなことでございます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 40ページの防災集団移転促進事業費の中の13節委託料の1億4,783万円の減額でございますが、24年度の当初予算で既に委託料として、文化財の調査費を委託料に計上していたものを町が行うということで、それぞれ7節の賃金、9節の旅費、11節需用費、12節の役務費、それと14節使用料及び賃借料、22節の補償補てん及び賠償金、いわゆるここは新井田館跡なんです、その立木の補償費相当分に組み替えを行ったものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 談話室の内訳ということでございますが、現在、5連棟、五つのユニットで一つの建物が六つございます。それで、これまで談話室につきましては12坪ということで設置をしておりますので、5連棟のうち、ちょうど3連棟を使いますと12坪の広さになります。それで、全部で30戸の部品がございますので、3戸ずつ使って10戸の建物ができるということになります。

それで、内容につきましては、談話室でございますので、トイレ、それから流し、エアコン、それから当然電気を引くということで考えております。

それで、6連棟ということで10戸しますと、壁がない建物が4戸ほどどうしても出てきます。その両側の壁をふさぐという工事もございます。それから基礎等もございますので、どうしても400万円以上1戸当たりかかるということになってございます。ただ、設置場所によっていろんな条件が違ってきますので、一概に1戸当たり幾らというのは出ませんけれども、大体400万円は超えるということだけは今の時点で見積りしているところでございます。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 予算ですから、何もぴったりいかなくても余れば余ったでいいわけですが、トイレとか流し台とか、そういうものもそれぞれ新たに設置するんだということで400万円ぐらいかかるんだというようなことですが、課長がこれ計算して見積もり立てるの、これ。だれがやるの、これ。

それから、弔慰金、これはおおよそそういう計算になるのかなということですが、

そうすると、この40ページの集団移転の関係、これはこれから行うんだということでは

うが、そうすると、当初の計画を変更してやれる調査等を行うんだということの理解でよろしいんですか、その辺の説明をお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 積算につきましては、担当の職員、専門の職員もおりますので、そちらをお願いをしているところでございます。当然実施に当たりましては、現地、設置場所を詳細に調査いたしまして、実際の工事価格につきましては別途積算をしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 調査につきましては、当初から変わりなく行うわけでございますけれども、当初、県のほうですべてをお任せするような予算のとり方をしていたものを、引き続き県の指導を仰ぎながら文化財調査については行いますが、それぞれの節にまたがって支出をしていくというふうな予算の組み替えとなっておりますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 新たにちょっと気づいたもので、質問よろしいでしょうか。

○議長（後藤清喜君） よろしいです。

○4番（阿部 建君） 32ページの常備消防費の負担金に関連してお伺いしますが、この今の消防体制について、かなりの消防自動車等が災害に遭いまして被害を受けているわけですが、それから屯所といいますかね、それらの現状は、いつ何どき火災、災害が起きるかわかりませんので、その体制が十分に整っているのか、まだまだ不完全だというようなことなのか、その辺の防災体制、消防体制などについて説明をいただければと思います。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは、消防関係につきましてお答え申し上げます。

車両につきましては、17台流出をいたしております。支援車両といたしましては、そのうち7台をいただいております。随時支援をいただきながら復旧してまいりたいというふうに考えておりますし、なお、流出した倉庫、車庫等もございまして、平成24年度は20棟の車庫を復旧するというふうなことで考えてございます。

それで、逐一防災集団移転事業で高所にも移動してまいりますので、その辺の行政区の枠等も考えながら仮車庫の場所等も決めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 阿部 建君。

○4番（阿部 建君） ただいま課長の説明だと、まあ何とか、まだ万全ではないのだが、今後逐一整備を、万全な体制を整えていくというような説明だろうと思いますが、そういう解釈でよろしいですか。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 徐々にではございますけれども、整備を図っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明22日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明22日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時16分 延会